

《令和4年度～8年度》

第3期島原市教育振興基本計画

いのち
～ 生命・きずな・感謝の心 ～



令和4年3月

島原市教育委員会

島原市教育方針

島原市の教育は、先人が築いた郷土の伝統と文化を継承し、人間尊重の精神と自然に対する畏敬の念を重んじ、社会の変化に対応し世界の平和に貢献できる調和のとれた市民の育成をめざす。

そのためには、噴火災害復興の体験から学んだ「生命・きずな・感謝の心」の精神を引き継ぎ、郷土に誇りをもち、国を愛する心を育てるとともに、心豊かでたくましく生きる子どもたちの育成を図る。

学校、家庭、地域はそれぞれの役割を認識し、一体となって地域の教育力の向上に努め、生涯を通じて学び続けることのできる社会の実現を図る。

とくに、教育に携わるものは、その責任と使命を自覚し、自らの識見を高めるとともに、深い教育愛とすぐれた指導力を身に付け、本市教育の充実と発展に努めなければならない。

島原市教育努力目標

- 確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成する学校教育の推進
- 子どもから大人まで共に学び、幸福に満ちた地域をつくる生涯学習の推進
- 心豊かでたくましく生きる島原っ子を育む家庭教育の推進
- 伝統と文化を尊重し、郷土を愛する心を育む教育の推進
- スポーツを通じた人づくり、地域づくりの推進

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の範囲	1
3 計画の期間	1
4 目標数値及び基準年度	1

第2章 島原市の教育施策 2

施策体系 5

第1節 確かな学力を身に付けた、 心豊かでたくましく生きる子どもの育成

1 学力向上対策の充実	7
2 地域と連携した豊かな心の育成	12
3 国際化、情報化に対応した人材の育成	19
4 健やかな体の育成	20
5 教職員の資質向上	26

第2節 豊かな心と郷土愛を育む、 強い絆で結ばれた地域づくり

1 子どもから大人まで自由に学び合える学習体制の充実	30
2 子どもを健やかに育てる家庭・地域の育成	36
3 歴史文化遺産の保護活用と伝統文化の継承による郷土愛の醸成	42

第3節 スポーツを通じた人づくり・地域づくり

1 ライフステージに応じた生涯スポーツの充実	49
2 夢を育むジュニアスポーツの充実	50
3 スポーツを活用した地域活性化	52

第4節 教育・スポーツ政策推進に向けた基盤整備の推進

1 安全で快適な教育・スポーツ施設の整備	54
2 時代ニーズに即した質の高い環境の整備	58
3 誰もが安心して学ぶためのセーフティネットの構築	58
4 新たな感染症への対策	60

第3章 計画の着実な推進のために

1 計画の周知及び関係機関との連携	62
2 計画の進捗管理	62

《資料》

しまばら 家庭教育 三・三・七拍子！ - - - - -	6 3
用語解説 - - - - -	6 4
第3期島原市教育振興基本計画数値目標一覧 - - - - -	7 0
島原市教育振興基本計画検討委員会設置要綱 - - - - -	7 3
第3期島原市教育振興基本計画検討委員会委員 - - - - -	7 4

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市は、教育基本法や島原市教育方針に掲げる理念の具体化に向け、「第1期島原市教育振興基本計画〔平成24年度～28年度〕」、「第2期島原市教育振興基本計画〔平成29年度～令和3年度〕」に基づき、雲仙・普賢岳噴火災害からの貴重な体験を通して学んだ「^{いのち}生命・きずな・感謝の心」を教育の基盤として、さまざまな施策に取り組んできました。

近年、少子高齢化の進行、技術革新や高度情報化、グローバル化の進展、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会状況は大きな転換期を迎えています。また、すべての人が人生100年時代をより豊かに、生涯を通じて活躍できる社会の実現に向けて取り組むべき数多くの課題が山積しています。

自己の創造性と能力を高め、変化の激しい時代に対応できる多様な人材を育成することは、ふるさと島原や我が国日本の持続的な成長・発展を実現する礎となります。

特に、これからの社会を生きる子どもたちには、夢や目的に向かって、主体的に学び、考え、行動できる力や、多様な人々と連携・協働できるコミュニケーション能力等が求められています。これらの能力を育むためには、確かな学力、学習意欲や規範意識の醸成、体力・運動能力の向上を基盤として、学校・家庭・地域など、社会を挙げて教育に取り組むことが、これまで以上に重要となっており、教育全般にわたる総合的な取組が必要です。

今後の教育施策を示した第3期島原市教育振興基本計画（以下、「第3期基本計画」という。）は、第2期基本計画の成果と課題を検証するとともに、国の第3期教育振興基本計画や第3期長崎県教育振興基本計画を参酌し、令和元年度に策定された第2期島原市教育大綱及び第7次島原市市勢振興計画との整合性を保つと共に、そのアクションプランとして策定しました。

2 計画の範囲

第3期基本計画は、原則として本市教育委員会が所管する施策の範囲としますが、必要に応じて教育委員会以外が担う施策についても言及しています。

なお、スポーツ分野の詳細に関しましては、別に令和3年度策定の「第2期島原市スポーツ推進計画」によるものとします。

3 計画の期間

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間としますが、変更の必要が生じた場合は、適宜、見直しを行うものとします。

4 目標数値及び基準年度

本計画の達成状況を評価・検証するため、目標数値を設定します。なお、基準年度は、令和2年度としますが、コロナ禍の影響により平年より大きく数値が減少するなど、基準として適切でない項目については、令和元年度とします。

第2章 島原市の教育施策

松平島原藩の初代藩主忠房は、ことのほか学問を奨励し「文武両道こそは藩の基盤である」と自ら講書^{こうしょ}を開きました。その好学の遺風は後世にも引き継がれ、寛政4（1792）年に発生した未曾有の大災害である島原大変を体験した当時の人々は、早急な復興や将来の国づくりには人材育成こそが急務^{いんち}という思いから、翌年に藩校「稽古館」をいち早く開校し藩士の教育を行いました。島原地方はこうした教育の歴史を有しています。

教育は、郷土や国の将来を左右する最優先の政策課題の一つであり、郷土の発展を担う誇りと責任を自覚し、国際社会でも活躍できる心豊かでたくましく生き抜く力を身に付けた人材を育成していくことが何よりも大事です。

今後も、平成3年の噴火災害から学んだ「生命・きずな・感謝の心」の精神を引き継ぎ、学校・家庭・地域それぞれの教育力を結集して、心豊かで活力ある生涯学習社会の構築と広い視野に立った施策の推進に努めます。

1 確かな学力を身に付けた、心豊かでたくましく生きる子どもの育成

○ 学力向上対策の充実

- ▷ 学力調査の分析結果、学習規律の定着、主体的・対話的で深い学びの視点を意識した授業改善に努めます。
- ▷ 一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実を図ります。
- ▷ 家庭学習や基本的生活習慣の定着を図り「子どもの学びの習慣化」の確立に努めます。
- ▷ 一人ひとりの実態に応じた支援の充実を図るなど特別支援教育の推進に努めます。

○ 地域と連携した豊かな心の育成

- ▷ 「特別の教科道徳」の授業の充実を図り、道徳教育の推進に努めます。
- ▷ 生命の教育に努めます。
- ▷ 読書活動や文化・芸術教育の充実に努めます。
- ▷ いじめの防止など生徒指導の充実に努めます。
- ▷ 地域の教育力を生かし信頼される学校づくりを推進します。

○ 国際化、情報化に対応した人材の育成

- ▷ A L T の活用や各種コンテストへの参加を推進するなど外国語教育の充実に努めます。

○ 健やかな体の育成

- ▷ 学校体育や健康教育、食に関する指導の充実に努めます。
- ▷ 防災教育の推進を図ります。

○ 教職員の資質の向上

- ▷ 教職員研修の充実を図り、教師の授業改善など教職員の資質の向上を推進します。
- ▷ 校種間の連携の充実を図ります。
- ▷ 教職員の働き方を見直し、自らの人間性や専門性を高めることで、子どもたちに効果的な教育活動に努めます。

2 豊かな心と郷土愛を育む、強い絆で結ばれた地域づくり

○ 子どもから大人まで自由に学び合える学習体制の充実

- ▷ 学びを通じた人づくり地域づくりの拠点である公民館活動の充実を図ります。
- ▷ 地域コミュニティの維持や生涯学習の推進のため、社会教育関係団体を支援します。
- ▷ 図書に関するサービス向上や快適な環境づくりに努め、図書館の利用促進を図ります。
- ▷ 地域文化の伝承や豊かな心の育成のため、文化活動の支援を行います。

○ 子どもを健やかに育てる家庭・地域の育成

- ▷ 各家庭や地域ぐるみで、「しまばら 家庭教育 三・三・七拍子」の推進を図ります。
- ▷ 学校と地域社会の連携をはかるため、「地域学校協働活動」の推進を図ります。
- ▷ 少年の健全育成のため、少年センターの補導活動・相談活動を充実します。

○ 歴史文化遺産の保護活用と伝統文化の継承による郷土愛の醸成

- ▷ 旧島原藩薬園跡、肥前島原松平文庫、島原城跡をはじめとする文化財の保護に努めます。
- ▷ 民俗芸能団体が行う伝統文化の継承活動を支援します。

3 スポーツを通じた人づくり・地域づくり

○ ライフステージに応じた生涯スポーツの充実

- ▷ 本市の特色を生かした、総合型地域スポーツクラブの普及・推進に努めます。
- ▷ しまばら体操やウォーキングの普及・推進に努めます。
- ▷ スポーツとのかかわり方の支援を図ります。

○ 夢を育むジュニアスポーツの充実

- ▷ 健康に関する運動やスポーツの実践を促し、子どもたちの心身の充実に努めます。
- ▷ ジュニアスポーツの活性化に努めます。

○ スポーツを活用した地域活性化

- ▷ 国内外のスポーツ交流を積極的に推進し、地域活性化に努めます。
- ▷ スポーツ国際交流都市を目指します。

4 教育・スポーツ政策推進に向けた基盤整備の推進

○ 安全で快適な教育・スポーツ施設の整備

- ▷ 学校施設、社会教育施設及びスポーツ施設の整備・充実に努めます。

○ 時代ニーズに即した質の高い環境の整備

- ▷ 教育環境設備及びI C T機器等情報教育環境設備の整備・充実に努めます。

○ 誰もが安心して学ぶためのセーフティネットの構築

- ▷ 奨学金制度の適正な運営、推進に努めます。
- ▷ 準要保護児童生徒援助事業の適正な実施に努めます。

○ 新たな感染症への対策

- ▷ 学校施設、社会教育施設及びスポーツ施設の感染症対策を適切に実施します。

○ 施策体系

努力事項		主な施策	頁	具体的な取組
確かな学力を身に付けた、心豊かでたくましく生きる子どもの育成	1 学力向上対策の充実	(1) 島原市学力調査の実施	7	児童生徒の学力の把握と分析及び学力向上に向けて授業改善
		(2) 授業改善の推進	8	学習規律の定着、「主体的な学び・対話的な学び・深い学び」の視点を意識した授業改善、1人1台端末を活用した学び、学校訪問
		(3) きめ細かな指導の充実	9	少人数指導、学習支援員
		(4) 学びの習慣化	9	家庭学習の定着、学習問題の充実
		(5) 特別支援教育の推進	10	一人ひとりに応じた指導・支援の充実、指導体制の充実、関係機関との連携
		(6) 新たな感染症への対策に伴う学びの保障	11	学校行事の重点化の検討、ICTの活用
	2 地域と連携した豊かな心の育成	(1) 道徳教育の充実	12	学校の教育活動全体を通して行う道徳教育、「特別の教科道徳」を通して行う道徳教育「長崎っ子の心を見つめる教育週間」での授業公開、情報モラル教育
		(2) 人権教育の充実	13	人権週間の取組 新型コロナウイルス感染症に伴う差別や偏見防止の取組
		(3) 平和学習の充実	13	社会科見学、8. 9 平和集会
		(4) 読書活動の推進	14	朝の読書タイム、学校司書を活用した図書館運営、学校・家庭における読書活動の推進、公共図書館との連携
		(5) 文化・芸術教育の充実	15	小・中学校合同科学作品展、北村西望賞教育美術展、親子粘土教室
		(6) 生徒指導の充実	15	いじめの防止、スクールカウンセラーの活用、スクールソーシャルワーカーの活用、心の教室相談員の活用、適応指導教室「ひまわり教室」
		(7) 地域の教育力を生かしたふるさと教育の推進	16	地域人材の活用、地域学習、キャリア教育、野外宿泊体験学習、兄弟校交流校児童会交流事業
		(8) 信頼される学校づくりの推進	18	学校評価の結果公表による保護者・地域との信頼関係づくり
		(9) コミュニティ・スクールの設立	19	コミュニティ・スクール設立の推進
	3 国際化、情報化に対応した人材の育成	(1) A L T の活用	19	A L T 配置及び A L T 担当者による A L T 有効活用と外国語教育の充実
		(2) 「世界へのゲートウェイ・Nagasaki」英語教育推進事業の推進	20	長崎県中学生スプリングコンテスト、長崎県小・中学生イングリッシュ・パフォーマンス・コンテストへの参加
		(3) ユネスコ・ジオパーク島原市イングリッシュキャンプ事業	20	ユネスコ・ジオパーク島原市イングリッシュキャンプ事業の充実
	4 健やかな体の育成	(1) 学校体育の充実	21	中体連理事会・専門委員会（中学校）、体力向上指導者養成研修会、公共施設のプールを活用した水泳学習
		(2) 部活動の充実	22	中学校総合体育大会、外部指導者の委嘱
		(3) 健康教育の充実	22	フッ化物洗口事業の推進、成長発育検診委員会、養護教諭・保健主事研修、薬物乱用防止教室
		(4) 学校における教科等を活用した食育の推進	22	教科等での食育指導、栄養教諭・学校栄養職員との連携
		(5) 給食を活用した食育の推進	23	給食時間での食育指導、郷土料理の食体験、地産地消の推進、食物アレルギーへの対応
		(6) 家庭・地域と連携した食育の推進	23	朝食摂取等の基本的生活習慣の確立、共食の普及啓発、給食・食育だよりの発行、給食試食
		(7) 防災計画の充実	24	防災計画、避難訓練、通学路交通安全点検
		(8) 防災学習の充実	24	防災学習、関係機関との連携
		(9) 「いのりの日」の取組	25	「いのりの日」集会などの取組による、生命（いのち）・きずな・感謝の心の継承
		(10) ジオパークに関する取組	25	ジオパーク学習による火山のもたらす自然の恵みや共存の大切さへの理解
	5 教職員の資質の向上	(1) 教職員研修の充実	26	定例管理職研修会、教務主任研修会、学力結果分析研修会、生徒指導担当者研修会、英語研修、島原半島3市特別支援教育連絡協議会、学校事務共同実施連絡協議会、教育講演会
		(2) 校内研修体制の充実	28	研究校の指定による教職員に指導力向上
		(3) 校種間連携の充実	28	幼・保・小連携、小・中連携、中・高連携
		(4) 教職員の働き方改革	29	適切な勤務時間管理、「部活動休養日」「家庭の日（ノ一部活動デー）」の設定と継続、校務支援システムの導入、小学校における教科担任制の導入

努力事項		主な施策	頁	具体的な取組
豊かな心と郷土愛を育む 強い絆で結ばれた地域づくり	1 子どもから大人まで自由に学び合える学習体制の充実	(1) 地域の特性を生かした公民館活動の推進	31	公民館自主講座、女性学級、高齢者学級、家庭教育学級、青年教室、島原市ひとり出前講座、公民館まつり、自治公民館活動、公民館サークル活動の育成
		(2) 社会教育の推進と社会教育関係団体の育成	33	青少年健全育成協議会活動、子ども会育成連絡協議会活動、女性や青年による社会教育関係団体の支援、PTA連合会の支援
		(3) 図書館の充実	34	子どもの読書活動の推進、図書資料の充実、読書環境づくり
		(4) 文化活動の推進	35	文化団体の育成と連携、島原市美術展覧会の開催、島原市民音楽祭の開催、自主文化事業の開催、島原市公募型誘致公演事業の実施、市民文化講座の開催
	2 子どもを健やかに育てる家庭・地域の育成	(1) 「島原市ココロねっこ運動」の推進	37	子育て支援の充実、学校と地域社会の連携、青少年の体験活動の充実
		(2) 少年センターの充実	41	補導活動の充実、相談活動の充実、環境浄化活動の推進、地域啓発活動の充実、関係団体との連携
	3 歴史文化遺産の保護活用と伝統文化の継承による郷土愛の醸成	(1) 文化財保存活用地域計画	43	計画の策定、国への認定申請
		(2) 旧島原藩薬園跡	44	国指定史跡としての保存と管理、周知と活用
		(3) 肥前島原松平文庫	44	所蔵資料の修復・マイクロフィルム化・公開・活用、松平文庫・島原城保管文書史料調査、所蔵資料翻刻本の刊行
		(4) 島原城跡	45	整備と活用
		(5) 各種文化財	46	文化財の保護、指定文化財の保存・公開・活用、埋蔵文化財の発掘調査・保存・公開・活用、歴史的建造物の保護
スポーツを通じて人づくり・地域づくり	1 ライフステージに応じた生涯スポーツの充実	(1) 総合型スポーツクラブの普及・推進	49	総合型スポーツクラブの設立運営支援や既存クラブの質的充実に向けた支援
		(2) しまばら体操の普及	50	ケーブルテレビなども活用したしまばら体操の普及
		(3) ウォーキング環境の整備	50	九州オレレ「島原コース」の活用も図るなど、ウォーキング環境の普及・推進
		(4) スポーツの多様な楽しみの推進	50	市民が好みや状況に応じて様々な形でスポーツに関わることができるよう、スポーツの多様な楽しみ方への機会を確保
	2 夢を育むジュニアスポーツの充実	(1) スポーツ少年団活動の推進	51	スポーツ少年団活動の支援、スポーツリーダーの育成
		(2) 夢の教室の開催	51	子どもたちが多くの学びを得ることができる機会の提供
		(3) ジュニアスポーツの活性化	51	日本体育大学と連携したジュニアスポーツの活性化
	3 スポーツを活用した地域活性化	(1) 市民体育祭の開催	52	世代を問わず参加できる市民総参加の大会の開催
		(2) 平成新山島原学生駅伝の開催	53	学生駅伝を通して市民との交流を図り、島原を全国へPR
		(3) 国際・全国・九州大会等の開催	53	「スポーツ国際交流都市」として各種大会を開催し、交流人口の拡大と地域の活性化を目指す
教育・スポーツ政策推進に向けた基盤整備の推進	1 安全で快適な教育・スポーツ施設の整備	(1) 学校施設の整備	54	学校施設の耐震対策、学校施設の営繕・管理、施設の長寿命化
		(2) 教育設備等の充実	55	教材・教具・学校図書の充実
		(3) 給食施設等の充実	55	給食施設等の営繕・管理、調理設備等の充実
		(4) 公民館の整備・充実	55	公民館の営繕・管理、公民館設備等の充実
		(5) 図書館の整備・充実	56	図書館の営繕・管理、図書館設備等の充実
		(6) 文化会館の整備・充実	56	文化会館の営繕・管理、文化会館設備等の充実
		(7) スポーツ施設の整備・充実	56	スポーツ施設の営繕・管理
	2 時代ニーズに即した質の高い環境の整備	(1) 学校施設の環境整備	58	空調設備の更新、ICT機器の整備
	3 誰もが安心して学ぶためのセーフティネットの構築	(1) 奨学金制度	59	島原市奨学金制度の運用、各種奨学金制度の相談・案内
		(2) 就学援助制度	59	制度の適正実施
	4 新たな感染症への対策	(1) 施設の管理運営にかかる感染症対策	60	施設における機器や物資を使用した感染症対策の徹底、感染状況のレベルに応じた適切な措置
		(2) 学校教育全般にかかる感染症対策	60	感染対策を見据えた学校行事の検討、ICTの活用による新たな学びの推進、感染によるいじめや差別を生まない学校づくり
		(3) 社会教育、スポーツ教育にかかる感染症対策	61	指定管理者との緊密な連携、イベントの実施、リモート・オンライン技術の活用

第1節 確かな学力を身に付けた、心豊かでたくましく 生きる子どもの育成

1 学力向上対策の充実

【現状と課題】

子どもたちが変化の激しいこれからの社会を主体的・創造的に生きていくには、学校教育において「生きる力」の知の側面である「確かな学力」を身に付けさせることが重要です。

本市の児童生徒の学力の状況は、全国学力・学習状況調査をみると、教科によっては国の平均点を上回る結果が見られるようになってきました。これは、各学校がこれらの調査に基づいた「学力向上プラン」を設定し、学力向上に向けての地道な取組を計画的に行ってきた一つの成果といえます。

平成29年に学習指導要領²が改訂され、学校には、学習する児童生徒の視点に立ち、教育課程全体を通して「確かな学力」をいっそう身に付けさせること、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学びを重視することが求められていることを踏まえ、「主体的な学び・対話的な学び・深い学び」の視点に立って学習過程を見直し、授業を改善していくことで、児童生徒に「確かな学力」を身に付けさせていきます。

また、携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネット、SNS³を長時間利用している子どもの割合が高くなっていることから、家庭学習の充実と共に生活習慣の確立にも取り組んでいく必要があります。

一方、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行となり、特別支援教育のより一層の推進が求められています。

令和3年度に実施した調査によると、本市における普通学級で特別な教育的支援を必要とする子どもの割合は、小学校10.2%、中学校8.4%となっています。令和3年度の特別支援学級⁴は、小学校で9校（25学級）、中学校で5校（12学級）、通級指導教室⁵は、小学校で9校（13教室）、中学校で2校（2教室）に設置しています。このような中、特別支援教育に関する教職員の知識・技能を高めることが必要となるため、研修会を実施したり、長崎県立島原特別支援学校と連携を深めたりするなどして、全教職員が共通理解のもと一人ひとりに応じたきめ細かな指導を実践しています。

【具体的な取組】

（1）島原市学力調査の実施

児童生徒の学力の定着状況を把握・分析し、学力向上に向けた授業改善などの取組の充実を図ります。

《目標とする数値》

全国学力・学習状況調査		令和元年度	令和8年度
平均正答率	小・中学校	全国比 +1.5	※全国比 +2

※第2期市まち・ひと・しごと創生総合戦略の令和6年度数値目標と同じ

(2) 授業改善の推進

① 学習規律の定着

学力向上の第一歩は学習規律の定着が不可欠であることから、授業の始めと終わりのあいさつ、めあてやまとめの提示、自分の考えを書く時間を設けることやノートを使い方など、それぞれの学校ごとに共通のきまりを設定することで、学習規律を確立させます。

② 「主体的な学び・対話的な学び・深い学び」の視点を意識した授業改善

「主体的な学び・対話的な学び・深い学び」を重視した授業を推進するため、各小・中学校において県教育センターや市教育委員会などの指導主事を積極的に活用して授業改善を図ります。

《目標とする数値》

指導主事等の招へい		令和2年度	令和8年度
学校数	小学校	7校	9校
	中学校	2校	5校

③ 1人1台端末を活用した学び

GIGAスクール構想⁶に伴い整備された1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを教員や児童生徒に活用させ、学習活動のより一層の充実や「主体的な学び・対話的な学び・深い学び」の視点からの授業改善に取り組みます。

そのために、教員の実態を踏まえ、端末の機能や各種サービスに関する知識や操作に関する技能を習得する研修会を実施するとともに配置しているICT支援員によるサポートを推進します。

《目標とする数値》

授業で1人1台端末を活用できる教員の割合	令和2年度	令和8年度
	※ —	100%

※「—」は基本となるデータがないため（以下同じ）

④ 学校訪問

児童生徒の学力向上、教職員の実態把握及び授業力向上や、授業等の教育活動の参観を通して、学校経営について指導を行い、教員の資質の向上を図るとともに、学校教育の充実を図るため毎年、全小・中学校への教育委員会指導訪問を行います。

半日日程の「学校経営訪問」を5、6月に、1日日程の「学校巡回訪問」を10、11月に、それぞれ7校を基本として実施します。「学校巡回訪問」は、指導主事や市内の小・中学校の管理職を含む教員が授業を参観し、当該授業者と授業研究を行い教員の指導力向上を図ります。

(3) きめ細かな指導の充実

① 少人数指導

各小・中学校において、複数の教師が連携して行うティーム・ティーチングの授業や、基礎・基本の定着を図るグループと発展問題等に取り組んで応用力を付けるグループに分ける習熟度別授業を行うなど、児童生徒に対し、よりきめ細かな指導の充実を図ります。

② 学習支援員

教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対し、学校における日常生活の介助を行ったり、学習活動上の支援を行ったりすることで、一人ひとりに応じた支援の充実を図るため学習支援員を配置します。

また、特別な支援を必要とする児童生徒に対応するため、学習支援員の増員を目指します。

＜支援の内容＞

- ・学習内容を理解することが苦手な児童生徒に応じた個別指導
- ・集中して話が聞けない、友だちとうまくコミュニケーションがとれない児童生徒に対する個別指導 など

《目標とする数値》

学習支援員の配置		令和2年度	令和8年度
支援員数	小学校	13人	15人
	中学校	7人	8人

(4) 学びの習慣化

① 家庭学習の定着

各小・中学校の実態に応じて、家庭学習や生活習慣についての共通のきまりを設定することで、学習習慣や基本的生活習慣の定着を図ります。

《目標とする数値》

月～金曜までの1日の 家庭での勉強時間			令和元年度	令和8年度
1時間 未満の 割合	島原市	小学校6年生	21.2%	20%未満
		中学校3年生	27.7%	25%未満
	全国	小学校6年生	34.0%	
		中学校3年生	30.0%	

② 学習問題の充実

各小・中学校において、多様な問題に取り組むことができるように、学習プリントのインターネット配信サービスを活用しています。児童生徒の学習の進捗や理解度に応じて学習問題を選ぶことができ、学校だけでなく家庭学習などにも活用します。

（５）特別支援教育の推進

① 一人ひとりに応じた指導・支援の充実

ア 幼・保・小の連携

幼稚園・保育所・認定こども園（以下、第１節において「園」という）と小学校がお互いに出向いて、学習や生活の様子を観察したり、情報交換を行ったりします。

また、入学前には小学校から園に出向いて、支援が必要な子どもの情報を確実に引き継ぎます。

イ ５歳児健診と連携した就学相談

市保健センターが行っている５歳児健診の発達障害スクリーニング⁷に、小学校の特別支援学級担任及び通級指導教室担当が参加し、就学前の子どもの実態を把握します。

また、市教育委員会は、５歳児健診の機会を活用して、園や医療機関との連携を図りながら、支援が必要な子どもの就学相談を充実させ、適切な就学へとつなぎます。

ウ 個別の教育支援計画⁸

各小・中学校が策定している特別支援学級及び通級指導教室の児童生徒の個別の教育支援計画の支援の内容を明確にし、児童生徒の状況に応じて保護者との面談等を通じて見直すなど計画の活用を図ります。

② 指導体制の充実

ア 校内体制

各小・中学校において、年間を通して特別支援教育に関する研修会を行い、支援が必要な児童生徒についての共通理解を図ります。

また、校長、教頭、特別支援学級担任、通級指導教室担当、学級担任などによる校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーター⁹を中心に、通級指導教室への入級、特別支援学級への編入や特別支援学校への相談について検討します。

イ 特別支援学級担任会

本会は、本市の特色ある取組の一つで、各学校の特別支援学級担任が毎月１回程度、各学校の児童生徒の様子や指導方法について話し合い、よりよい支援のあり方についての研修を行います。

また、春の交流会やお別れ会などの行事に合同で取り組むことで、児童生徒、保護者、関係団体が学校を越えて交流を上げ深めます。

ウ 通級指導教室担当者会

各学校の児童生徒の指導方法や、通級教室の運営、通級指導に関する教材教具について話し合い、よりよい通級指導のあり方についての研修を深めます。

③ 関係機関との連携

ア 長崎県教育センターとの連携

長崎県教育センターが行う「教育支援ネットワーク事業」を活用し、各学校の特別支援教育の取組を支える教育相談及び教育支援の充実を図ります。

イ 特別支援学校との連携

各小・中学校の校内委員会で検討後、長崎県立島原特別支援学校に授業観察や発達検査を依頼し、地域コーディネーターから専門的なアドバイスを受けることで、児童生徒に対する支援の充実を図ります。

ウ 医療・福祉との連携

○県こども医療福祉センター（諫早市）や島原市通園施設あいあい（長崎県立島原病院内）等との連携

発達障害に応じた医療的措置や療育の状況、学校での学習や生活について情報交換を行い、効果的な支援を図ります。

○市保険健康課「5歳児健診」との連携

5歳児健診に各小学校の特別支援学級担任等や通級指導教室の担当教諭及び市教育委員会担当者が参加し、就学前の子どもの様子を把握します。また、5歳児健診後のフォロー内容について把握し、適切な就学相談へつなぎます。

○市福祉課「市自立支援協議会こども部会」との連携

年齢に応じた支援を切れ目なく行うことができるように、関係機関との連携を推進します。

（関係機関）

市福祉課、市保健センター、長崎県立島原特別支援学校、県南地域リハビリテーション広域支援センター、児童発達支援・放課後デイサービス事業所、親の会 など

（6）新たな感染症への対策に伴う学びの保障

① 学校行事の重点化の検討

学校行事については、一律に中止することなく、集団感染のリスクを減らすための「三密の回避」を基本に実施内容を検討します。

なお、学校行事の重点化の取組により、授業時数確保など児童生徒の教育活動が停滞しないようにします。

② ICTの活用

臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対して1人1台端末を家に持ち帰って学習を進めることで、児童生徒の学習の継続を行います。

2 地域と連携した豊かな心の育成

【現状と課題】

グローバル化や情報通信技術の進展など、子どもたちを取り巻く社会の急激な変化は、子どもたちの行動や規範意識などに大きく影響を及ぼしています。非行や犯罪行為は減少傾向にあるものの、表面的には見えにくいいじめや不登校など、複雑かつ多様な課題に対応することが求められています。

本市においても、いじめ問題や不登校の児童生徒は、国や県の平均からすると少ないものの学校や友人関係に対する不適応を起こしたり、SNS上でのトラブルに巻き込まれたりするなどの問題の発生が想定されます。

そこで、全ての子どもが、安全・安心で心の居場所となる学校を目指すために、いじめ問題、不登校の未然防止に向けた様々な取組を重視しています。県のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置事業、本市の適応指導教室及び心の教室相談員配置事業を活用し、子どもの心に寄り添い、未然防止や改善・解決に向けて、早期発見・早期対応に努めています。

平成29年に改訂された学習指導要領により、「特別の教科道徳」が実施となり、いじめ問題への対応の充実、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることが示されました。

この趣旨を踏まえ、本市では、豊かな心を育成するために、「特別の教科道徳」を要とした道徳教育を充実し、豊かな心の育成を図ります。

その際、道徳教育の目標や重点とする内容を明確にした取組を行います。

さらに、人権学習や被爆県としての平和学習、「学校司書」を全小・中学校へ配置しての読書活動の推進、美術展や科学作品展などを通して、文化・芸術教育の面からも心の教育の充実を図ります。

一方、国においては、学校や子どもたちが抱える課題や、家庭・地域社会が抱える課題を地域ぐるみで解決し、子どもたちの健やかな成長と質の高い学校教育の実現を図るため、地域の力を学校運営に生かすコミュニティ・スクール¹⁰の設立を求めており、本市においては1校をコミュニティ・スクールに指定しています。また、総合的な学習の時間などで、地域の人材や教育力を生かした体験的な取組を行っています。今後も、学校関係者評価等を全小・中学校で実施するなどして、地域と連携した取組や学校運営を進めていきます。

【具体的な取組】

(1) 道徳教育の充実

① 学校の教育活動全体を通して行う道徳教育

全小・中学校において、各教科や日常の生徒指導を通して「道徳的実践力」の指導を行い、「道徳性」を養います。

また、道徳教育の全体計画を作成し、全教職員が年間指導計画と関連づけながら授業を実践して、教育活動を推進していきます。

② 「特別の教科道徳」を通して行う道徳教育

道徳の授業で、問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習を取り入れるなどの指導の工夫を行い「内面的資質の育成」を図ります。

また、自分との関わりで道徳的価値を考えたり、これまでの自分の経験や考え方、感じ方との関わりで多面的、多角的に考えたりするなどの「考え、議論する道徳」の授業実践を行います。

《目標とする数値》

1年に1回「特別の教科道徳」の授業研究を行う学校	学校種	令和2年度	令和8年度
	小学校	2校	10校（分校を含む）
	中学校	2校	5校

③ 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」での授業公開

教育週間に、全学校・全学級で、命を大切にすることや思いやりの心を育成する道徳の授業を保護者や地域に公開します。また期間中は、全小・中学校で学校を開放し、教師、保護者、地域住民が、子どもの心を見つめる交流を図ります。

④ 情報モラル教育

学習指導要領解説「特別の教科道徳編」に、情報モラル教育の充実が挙げられていることを踏まえ、インターネット上でのルールやマナー、思いやりや礼儀、法やきまりの遵守などについて学習します。具体的には、インターネットやSNSの特性を理解するために、インターネットやSNS等のサービスの疑似体験や利用に関する話し合い活動を行いネットマナーの向上を目指します。

（2）人権教育の充実

① 人権週間の取組

各学校において、特別の教科道徳や各教科、領域等の特質を踏まえつつ教育活動全体を通じて人権教育の充実を図ります。

特に、「世界人権デー」である12月10日に向けての取組を、全小・中学校が毎年行い、人権に関する理解を深めます。

＜取組例＞

標語づくり、作文、意見発表、劇、ビデオ視聴、いじめ問題に関するロールプレイ¹¹ハンディキャップのある人の講話と交流、児童生徒による人権宣言、生徒会によるいじめ実態調査、人権擁護委員との連携（人権の花、風船飛ばし） など

② 新型コロナウイルス感染症に伴う差別や偏見防止への取組

感染に対する不安から陥りやすい差別や偏見について考える機会を設け、児童生徒に応じた資料を用いるなどの工夫をすることにより、感染者や濃厚接触者、またその家族に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないようにします。

（3）平和学習の充実

① 社会科見学

小学校4年生の社会科の授業で、平和公園や長崎原爆資料館を訪れ、事前の学習で調べたことをもとに実際に見学し、確かめます。事後の学習としてレポートなどにまとめることにより、平和についての学習を深め、世界の平和を願い、平和な社会を持続するために、自らも活動しようとする態度を育てます。

② 8. 9 平和集会

全小・中学校が、8月9日の登校日に平和集会を開催し、平和学習の発表・平和宣言などを行います。核兵器の怖さ、戦争・紛争の悲惨さを知り、戦争や原爆は絶対に許さないという心情を育成し、平和の尊さについての理解を深めるとともに世界平和に向けて自ら行動できる児童生徒を育成します。



平和公園での学習



「8. 9 平和集会」での学習発表

(4) 読書活動の推進

① 朝の読書タイム

全小・中学校の日課表に「朝の読書タイム」を位置付け、教職員と児童生徒全員が決められた時間、決められた場所で静かに読書をする時間を設定することにより、読書習慣の定着化を図るとともに、穏やかな気持ちで一日の学校生活が始められるようにします。

② 学校司書を活用した図書館運営

全小・中学校に「学校司書」を配置し、学校図書館の環境整備や児童生徒、教職員への情報提供（レファレンスサービス¹²）の向上を図り、図書館利用率や貸出冊数を増加させるなど、読書活動を推進します。

③ 学校・家庭における読書活動の推進

各種メディアの普及などによる生活様式の変化により、家庭での読書離れが懸念されています。各小・中学校の図書だよりなどの発行を通して、「長崎県の子どもにすすめる本500選¹³」や学校推薦の本を紹介し、PTAとの連携のもと、本に親しむ機会を確保し、家庭における児童生徒の読書活動を推進します。

《目標とする数値》

1か月に本を1冊も読まなかった者の割合		令和2年度	令和8年度
不読者率	小学校（6年）	0. 2 5 %	0 %
	中学校（3年）	0. 7 3 %	0. 5 %

④ 公共図書館との連携

学校図書館においては、島原図書館及び有明図書館から調べ学習用の図書を借りて配備したり、読書活動推進のための「特設コーナー」を設定したりしています。

また、図書館及び地区公民館に設置された分室から遠い学校については、両公共図書館から配本サービスを受けています。これらの充実を通して公共図書館との連携を深め、学校図書館の活性化を図ります。

(5) 文化・芸術教育の充実

① 小・中学校合同科学作品展

児童生徒の科学に対する関心・意欲を育てるために、夏休みに「採集」「創作」「研究」のいずれかの部門で取り組んだ自由研究の中で優れた作品を、9月中旬の土・日に展示します。

② 北村西望賞教育美術展

島原市名誉市民故北村西望先生の功績をたたえ、小・中学校の美術教育の振興のために、昭和54年度から文化の日を中心に5日間で開催しています。各小・中学校から躍動感あふれる作品を選出し、特に優れた作品には以下の賞を授与します。

「北村西望賞」：平面の部、立体の部…小学校各2点、中学校各1点

「奨励賞」：平面の部、立体の部…小学校各6点、中学校各3点

③ 親子粘土教室

噴火災害10周年事業として平成14年度に始まり、小学生の親子を対象に、夏休みに開催しています。噴火災害当時の全国からの温かい支援や励ましに対する「感謝の心」を忘れないという思いをこめて、火山灰を原料とした粘土を使っています。

また、親子による制作活動を通して「きずな」を深めます。



北村西望賞教育美術展



親子粘土教室

(6) 生徒指導の充実

① いじめ問題の防止

いじめ防止対策推進法(平成25年9月施行)により、いじめの定義が見直され、本市でも島原市子どものいじめの防止等に関する条例¹⁴が平成27年7月に施行されました。いじめ問題は、些細なことから予期せぬ方向に推移し、重大事案に至る場合もあることから、早期発見・早期解決を目指し、以下の協議会やアンケート等を通してきめ細かないじめ問題防止に向けた取組を実施します。

- ・島原市 : 島原市いじめ問題対策協議会 年1回
- ・各学校 : いじめ防止アンケート(児童生徒、保護者) 年3回以上

《目標とする数値》

いじめの解消率	令和2年度	令和8年度
小 学 校	95%	100%
中 学 校	96%	100%

② スクールカウンセラーの活用

児童生徒が抱えるいじめや不登校、学校不適応などの心の問題に適切に対応するために、心理の専門家であるスクールカウンセラーを活用し、児童生徒や保護者を直接カウンセリングしたり、気になる児童生徒に対しての助言を教職員が受けたりして改善・解決を目指します。

また、スクールカウンセラーを活用した研修を通して教職員のカウンセリングに関する資質向上や保護者との関係づくりなど、対応力の向上を図ります。

③ スクールソーシャルワーカーの活用

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、平成27年度から導入した制度です。子どもを取り巻く家庭環境などが影響している場合、関係機関と連携しながら、その環境を改善し児童生徒が抱える問題の解決を目指します。特に、家庭児童相談員や医療機関との連携を重視します。

また、生徒指導担当者研修会において「スクールソーシャルワーカーの視点からの児童生徒支援」などについて、情報提供を行います。

④ 心の教室相談員の活用

生徒が悩みを気軽に話せ、ストレスを和らげ、心のゆとりを持てるような環境を提供するため、全中学校に心の教室相談員を配置しています。

年1回、家庭児童相談員、少年センター相談員、適応指導教室相談員、心の教室相談員が参加して連絡協議会を開催し、情報交換を行い相談活動の充実を図ります。

<勤務形態>

- ・第一・第二・有明中学校：1日5時間の週4日を基本
- ・第三・三会中学校：1日4時間の週3日を基本

⑤ 適応指導教室「ひまわり教室」

学校に行けない、友達との関係を構築できない児童生徒に対して、学校復帰を目指す目的で平成8年10月に開設しました。

学校、保護者、市教育委員会が連携を密にしながら、教育相談、集団生活への適応指導、教科指導、保護者や在籍校への支援などを行います。

また、医療機関や関係機関との連携を図りながら学校復帰を目指します。

- ・相談員：2名
- ・指導日時：月曜日～金曜日 9:30～15:30（長期休業中は休室）
- ・通級期間：原則として1年以内

（7）地域の教育力を生かしたふるさと教育の推進

① 地域人材の活用

各小・中学校において、地域の人材や退職校長会が作成した「教育支援登録者一覧」を活用した体験活動を、保護者や地域との連携を図りながら積極的に進めていきます。

<活用例>

退職校長会：学習支援 絵画・美術 書道 平和学習・人権学習 など
婦人会・PTA等：梅干しづくり など
高齢者団体：昔遊び（お手玉、凧揚げ、竹とんぼ など）体験 など

② 地域学習

小学校1・2年生の生活科の学習では、「まちたんけん」などを通して、小学校3・4年生の社会科の学習では、副教材である「わたしたちの島原市」を活用し、市の様子、仕事、くらしの移り変わり、健康・安全なくらしなどについて地域学習を行います。

具体的には、実際に校区の公民館などの公共施設、スーパーマーケット、食品工場、警察署や消防署などを見学し、調べたことや見学したことをまとめ、発表するなどの活動を通して、自分たちの住むふるさと島原市について理解を深めます。

③ キャリア教育¹⁵

小学校では、身近な体験活動から学校での係活動、清掃活動、勤労生産的な活動や地域での活動を通して、働くことの大切さや自分の役割を果たそうとする意欲や態度を育てます。中学校では、市内の事業所や施設などでの職場体験学習や福祉体験学習を通して、キャリア教育の推進を図ります。

また、キャリアパスポート¹⁶の活用により、児童生徒の主体的に学びに向かう力を育み、キャリア発達を促します。

④ 野外宿泊体験学習

小学校5年生・中学校1年生で、県立千々石少年自然の家や国立諫早青少年自然の家での宿泊体験学習を実施します。平成24年度からは、地学の専門家の説明による「ジオパーク¹⁷学習」を取り入れています。

＜活 動 例＞

飯ごう炊さん、沢歩き、ナイトハイキング、木工工作 など

⑤ 兄弟校交流校児童会交流事業

大分県豊後高田市は、江戸時代に島原藩の飛地（大名の城付の領地に対し各地に分散している領地）だったことから、昭和44年に兄弟都市の締結を行いました。

その後、両市で交流が行われ、平成2年8月1日には両市の小・中学校が「兄弟校」の締結をし、各小・中学校間での交流が行われるようになりました。

平成19年度以降、両市それぞれの合併に伴い、新たに加わった小学校を「交流校」として交流を続けています。

＜交流の内容＞

「8.6 平和集会（豊後高田市）」「8.9 平和集会（島原市）」への参加、ホームステイ、市内観光、両市の縁の寺墓参（豊後高田市は円福寺、島原市は本光寺）

< 兄弟校・交流校 >

	島原市		豊後高田市
兄 弟 校	第一小学校	←→	^{けいよう} 桂陽小学校
	第二小学校	←→	^{たかだ} 高田小学校
	第三小学校	←→	^{かわち} 河内小学校
	第四小学校	←→	^{たいせい} 戴星学園（旧 ^{とごう} 都甲小学校）
	第五小学校	←→	^{たしづ} 田染小学校
	^{みえ} 三会小学校	←→	^{くさち} 草地小学校 ^{くれさき} 呉崎小学校
	第一中学校	←→	高田中学校
	第二中学校	←→	田染中学校
	第三中学校	←→	河内中学校
	三会中学校	←→	戴星学園（旧 都甲中学校）
交 流 校	^{おおみさき} 大三東小学校	←→	^{またま} 真玉小学校 ^{うすの} 臼野小学校
	^{こうや} 高野小学校	←→	^{みうら} 三浦小学校
	^{ゆえ} 湯江小学校	←→	^{かかち} 香々地小学校（ ^{みえ} 三重小学校）



到着した子どもたちの歓迎



本光寺の見学

（８）信頼される学校づくりの推進

学校評価

教職員による自己評価と保護者等による学校関係者評価は、学校運営の改善や教育の質の向上に不可欠なものです。学校として目指すべき重点目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組について評価することにより、組織的・継続的に学校運営を改善します。

また、評価結果の公表により、保護者や地域住民の理解と参画を得ながら、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めます。

（９）コミュニティ・スクールの設立

未来を担う子どもたちを健やかに育むために、全ての小・中学校に学校支援会議を設置し、学校・家庭・地域が総がかりで子どもたちを育む取組を進めています。

今後は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の趣旨を踏まえ、同法により学校運営協議会を設置した学校（以下、コミュニティ・スクールという。）の導入を積極的に推進します。

《目標とする数値》

コミュニティ・スクール指定校数	令和２年度	令和８年度
島原市	０校（１４校中）	５校（１４校中）
長崎県	４８校（４９３校中）	※１００校（４９３校中）

※長崎県コミュニティスクール導入推進の基本方針の令和５年度数値目標と同じ

３ 国際化、情報化に対応した人材の育成

【現状と課題】

２１世紀は、新しい知識・情報・技術があらゆる領域での活動の基盤として重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われています。また、グローバル化が進展している世界の中では、異なる言語、文化、価値を乗り越えて関係を構築するコミュニケーション能力と協調性、新たな価値を創造する能力を持った人材の育成が求められています。

そのような中で、国際共通語である英語力の向上は日本の将来にとって極めて重要であり、臆せず積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や相手の意図や考えを的確に理解し、論理的に説明したり、反論・説得したりできる能力を育成することが必要です。

本市においては、全ての小・中学校に外国語指導助手（ＡＬＴ）¹⁸の配置あるいは派遣をし、外国語科、外国語活動の充実を図るとともに、小・中学生の英語教育に係る各種コンテストへの参加を推進することで、日頃培った英語学習の成果を発揮する場を提供しています。

また、新たな価値を創造するためには、情報技術を手段として学習や日常生活に活用できる資質・能力が重要です。このような資質・能力を身につけるために、ＧＩＧＡスクール構想に伴い整備された一人一台端末をコミュニケーションツールとして活用し、情報の収集・取捨選択、情報を発信する学習活動を行っています。併せて、このような学習活動を通して、情報モラル教育も充実させていきます。

【具体的な取組】

（１）ＡＬＴの活用

① ＡＬＴ配置

平成１８年度の４人体制から順次増員してきましたが、英語によるコミュニケーション力のさらなる向上のため、全中学校及び小学校３校配置の８人体制を目指します。小学校では、学習指導要領の改訂に伴い、令和２年度から５・６年生で英語の教科化、３・４年生で外国語活動が全面実施されたため、ＡＬＴを、全小学校へ週１回以上計画的に派遣します。

《目標とする数値》

A L T の配置	令和 2 年度	令和 8 年度
人数	7 人	8 人

② A L T 担当者会

A L T を有効に活用し、英語によるコミュニケーション能力や交流活動の充実を図るために、A L T 担当者会（小・中学校）を実施します。A L T のサービスや活用について確認するとともに、外国語教育の充実に向けての協議等を行います。

(2) 「世界へのゲートウェイ・Nagasaki」英語教育推進事業の推進

① 長崎県中学生スピーキングコンテスト

英単語・表現学習教材「R I S E U P E N G L I S H」を活用するなど日頃の英語学習の成果を発揮する場を提供することにより、英語力の向上を図ります。

② 長崎県小・中学生イングリッシュ・パフォーマンス・コンテスト

教科書の英文暗唱など、日頃培ってきた英語学習の成果を発表する場を提供することにより、英語による表現力の育成・強化を図ります。

(3) ユネスコ・ジオパーク島原市イングリッシュキャンプ事業

小・中学生が国際社会で活躍しようという意欲や志を高めるため、令和元年度から実施しているユネスコ・ジオパーク島原市イングリッシュキャンプの充実を図り、英語力やコミュニケーション能力の一層の向上を目指します。

《目標とする数値》

中学生の英会話力	令和 2 年度	令和 8 年度
英検 3 級以上相当の英語力を持つ 中学 3 年生の割合	4 2 . 0 %	※ 6 0 . 0 %

※第 3 期県の教育振興基本計画の令和 5 年度数値目標と同じ

4 健やかな体の育成

【現状と課題】

本市の小・中学生の体力は、新体力テスト測定結果をみると小学生は走力、持久力、敏捷性において全国平均を上回っていますが、柔軟性では全国平均を下回っています。中学生は、持久力を除いてほぼすべての体力が全国平均を下回っています。これらの現状を踏まえ、体力向上への対策を講じていく必要があります。

○令和元年度新体力テスト：柔軟性の平均値による比較

【男子】

(単位：cm)

令和元年	小 4	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3
島原市	28.71	28.42	32.59	37.21	41.01	48.27
全 国	31.08	33.78	35.49	39.97	45.31	47.89
差	-2.37	-5.36	-2.90	-2.76	-4.30	+0.38

【女子】

(単位：cm)

令和元年	小4	小5	小6	中1	中2	中3
島原市	32.23	33.29	37.34	42.26	44.21	46.96
全 国	34.99	37.95	40.71	44.14	47.39	48.66
差	-2.76	-4.66	-3.37	-1.88	-3.18	-1.70

健康教育においては、児童生徒に自己の健康保持・増進のために必要な判断力や実践力を身に付けさせることに重点を置き、よりよい生活習慣や健康的な生活確立する必要があります。

また、今日、子どもたちの食を取り巻く環境は大きく変化し、食生活の乱れや生活習慣病の増加、アレルギー疾患や食品の安全性、家族とのコミュニケーションなしに一人で食事をする「孤食」¹⁹など様々な問題が生じています。本市においても、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、各学校が家庭や地域と連携しながら、食育についての取組を積極的に推進することが重要といえます。

令和2年度に策定された「第三次島原市食育推進計画」²⁰に基づいて食育を推進し、食の大切さ、望ましい栄養や食事のとり方を理解させ感謝の心等の育成を図ります。

さらに、「東日本大震災」や「平成28年熊本地震」など大規模な自然災害の発生により、防災教育の重要性が改めて認識され、想定にとらわれない、自らの判断で避難行動ができる防災教育が強く求められています。

本市においては、「雲仙・普賢岳噴火災害」²¹により、44名の尊い命が奪われました。この災害の教訓や、復興体験から学んだ「生命（いのち）・きずな・感謝の心」の精神を、防災教育の中に生かした取組を今後も実施していく必要があります。本市では、学校を含む地域が一体となった防災避難訓練が毎年開催されるなど、防災に対する市民の意識の高揚を図り、日本一の防災都市を目指しています。

今後は、各学校の防災計画のさらなる見直しと強化、教職員及び児童生徒が適切な判断ができるように実践的な防災学習を進めていく必要があります。

【具体的な取組】

(1) 学校体育の充実

① 中体連理事会・専門委員会（中学校）

生徒の体力向上を目指し、中学校体育大会各種競技開催に向けて、企画及び運営についての会議を実施します。

② 体力向上指導者養成研修会

夏季休業中に、各小・中学校教諭1名以上が参加して開催します。

受講者はそれぞれの学校で伝達講習会を開き、すべての教諭に伝達し、教科体育をはじめ教育活動全般を通して、児童生徒の運動意欲、技能及び体力の向上を図ります。

③ 公共施設のプールを活用した水泳学習

本市の小学校プールは、その多くが老朽化しており、利用期間に対する維持管理費の増加や公共施設等総合管理計画における統廃合が課題となっています。

そこで、天候に左右されない屋内施設である公共施設のプールを活用することで計画的な水泳学習が可能となるなどの利点を生かし、令和3年度から、有明地区の3つの小学校は、公共施設のプールを活用した水泳学習を実施しています。

今後は、有明地区以外の小学校の水泳学習において、公共施設のプールの活用を推進します。

（２）部活動の充実

① 中学校総合体育大会

「球技・武道大会」は市内各会場で、「陸上競技大会」は市営陸上競技場で、「駅伝競走大会」は島原復興アリーナ周回コースにおいて、それぞれ開催します。

② 外部指導者の委嘱

中学校の部活動に対して、専門的な指導者を各学校が推薦し委嘱しています。今後は、「チームとしての学校」²²を実現していくため、部活動に関する専門能力スタッフである部活動指導員の活用等について検討する必要があります。

（３）健康教育の充実

① フッ化物洗口事業の推進

歯・口腔の健康づくりの推進を図るため、小・中学校におけるフッ化物洗口の実施に努めます。

《目標とする数値》

12歳児のう歯率	令和2年度	令和8年度
本／1人平均（全国平均0.7本）	0.82本	0.7本

② 成長発育検診委員会

すべての児童・生徒の身体測定や健康診断の結果から、成長発育検診委員会で再度判定を行い、発育上問題や課題を抱えている児童・生徒に受診を促します。

③ 養護教諭・保健主事研修

各小・中学校の養護教諭は毎月1回、そのうち4回は保健主事と合同で研修会を開催し、応急処置や救急法など専門職としての資質向上を図ります。

＜研修内容＞

AED使用法、心肺蘇生法、包帯法、エピペン²³の使用法 など

④ 薬物乱用防止教室

薬物の害や怖さ、勧められた時に断る勇気の大切さなどを理解させるために、年間に1回以上、関係専門機関や薬剤師などの外部講師を招いて全小・中学校で開催します。

（４）学校における教科等を活用した食育の推進

① 教科等での食育指導

食事の重要性、望ましい栄養や食事のとり方、食物の品質及び安全性についての正しい知識、感謝の心、食事のマナー、食文化に関して学習のねらいと関連させながら指導を行います。

② 栄養教諭・学校栄養職員との連携

学級・教科担任が栄養教諭・学校栄養職員と連携し、共通理解を図りながら食育推進の実践に取り組みます。

(5) 給食を活用した食育の推進

① 給食時間での食育指導

給食時間において、食事のマナーや、栄養バランス等の栄養指導を行います。

② 郷土料理の食体験

各小・中学校の学校給食の献立に「具雑煮」「ろくべえ」「かんざらし」といった郷土料理や素麺、ワカメ、ダイコン、ニンジン等の郷土食材を使った「ふしめん汁」「ワカメ入りまぜご飯」などを取り入れ、食体験を通じた食文化の継承を図ります。

③ 地産地消の推進

地域の産物、食文化や食に関わる歴史などを理解するために、地場産物の使用促進を図り、食に関する指導に活用します。

《目標とする数値》

県産品使用	令和2年度	令和8年度
重量割合	75.5%	80.0%

④ 食物アレルギーへの対応

食物アレルギーを有する児童生徒に関する情報を学校、調理場、市教育委員会が共有し、緊急時の対応について十分な共通理解を図ります。

また、給食での対応を希望する児童生徒については、医師記入の「学校生活管理指導表」に基づき保護者と面談・相談を行い適切な対応を行います。保護者の同意があれば、消防署との連携も図ります。

(6) 家庭・地域と連携した食育の推進

① 朝食摂取等の基本的生活習慣の確立

各小・中学校で、朝食摂取状況調査を実施して朝食の実態を把握し、全児童生徒の「朝ごはん」摂取の定着を図ります。

② 共食²⁴の普及啓発

「孤食」の児童生徒が増加傾向にある中、食の楽しさを実感し、食や生活に関する基礎を習得する場として、家族で食卓を囲んでコミュニケーションを図る「共食」の機会が増えるよう啓発します。

《目標とする数値》

一週間の共食回数	令和2年度	令和8年度
児童	10.2回	※12.0回以上
生徒	11.0回	※12.0回以上

※第3次市食育推進計画の令和6年度数値目標と同じ

③ 給食・食育だよりの発行

各小・中学校で毎月発行し、学校給食の状況や、栄養・健康などの食育に関する情報を提供します。

④ 給食試食

各小・中学校において、地域関係団体との「交流給食」、育友会・PTAによる「給食試食会」や「親子給食会」、市長・教育委員との「ふれあい給食」を実施し、学校給食に対する理解を深めます。

(7) 防災計画の充実

① 防災計画

各小・中学校では、平成28年熊本地震の教訓を生かした防災計画と避難訓練のあり方について検討し、教職員や児童生徒の危機管理意識の向上を図る取組を実践します。

② 避難訓練

各小・中学校において、火災や地震に加え、津波や水害を想定した避難訓練を年2回以上、計画的に実施します。その際、様々な場面において、災害の状況に合わせて、1次避難、2次避難、3次避難に関する訓練を実施し、想定にとらわれず、自らの判断で避難できる力を育成していきます。

また、災害発生により帰宅困難な状況における児童生徒の保護者への引き渡しの手順の明確化を図ります。

③ 通学路交通安全点検

児童生徒が安全・安心に登下校できるように、すべての小・中学校では通学路の交通安全点検を行っています。

さらに、平成27年度に策定した島原市通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関と連携し、毎年通学路の安全点検及び通学路安全推進会議を実施し、危険箇所の対策を講じることで、児童生徒の通学路の安全確保に努めます。

＜通学路安全推進会議 関係機関＞

島原警察署交通課、島原警察署生活安全課、国土交通省長崎河川国道事務所長崎県島原振興局道路第一課、市道路課、市市民安全課、市こども課、学校代表

平成28年度…第一中校区、第一小校区、第二小校区、第四小校区

平成29年度…第二中校区、第三小校区、第二小校区

平成30年度…第三中校区、第五小校区、三会中校区、三会小校区

令和元年度…有明中校区、大三東小校区、高野小校区、湯江小校区

令和2年度…第一中校区、第一小校区、第二小校区、第四小校区

《目標とする数値目標》

通学路安全点検	令和2年度	令和8年度
実施学校数	14校	14校 維持

(8) 防災学習の充実

① 防災学習

小学校では、理科・社会科や総合的な学習の時間に防災に関する学習を行います。中学校では、理科や社会科で自然災害が発生する仕組み、保健体育科や総合的な学習の時間に、災害に備え安全に避難することで、自然災害による被害を防止できることを学習します。

② 関係機関との連携

雲仙・普賢岳災害の経験や教訓を風化させないために、地震や噴火等の災害についての防災学習教室に参加し、被災体験した地元の方々から災害当時の状況や災害復興に向けての話を聞くなど関係機関と連携した体験学習を行います。

(9) 「いのりの日」²⁵の取組

雲仙普賢岳噴火災害のあった6月3日に全小・中学校で「いのりの日集会」を実施し、生命（いのち）の尊さや復興へ向けた人々のきずな、支援に対する感謝の心を忘れることがないよう継承していきます。

また、災害に遭遇した方々を支援しようとする心を育てていきます。

<取組内容>

校長講話、学習発表、ビデオ視聴、追悼の会、追悼演奏、地元の災害体験者や語り部による講話、雲仙岳災害記念館の職員による講話 など



「いのりの日」集会

(10) ジオパークに関する取組

小学校3年生の総合的な学習の時間などにおいて、雲仙岳災害記念館や大野木場砂防みらい館、砂防ダムや定点²⁶などを見学し、レポートにまとめたり、発表したりすることを通して、防災に関する知識や意識を高めます。

小学校4年生の社会科では、副教材「わたしたちの島原市」²⁷の「噴火災害からの復興を生かしたまちづくり」の単元でジオパークについて学習します。

中学校1年生では野外宿泊体験学習などの機会にの中で、島原半島のジオサイト²⁸をバスで巡り、雲仙岳災害記念館の講師による現地説明を受け、火山・地震活動による地層の形成などについて学習します。

このような取組を通して、島原半島がユネスコ世界ジオパークであることを認識するとともに、人々にもたらす自然の恵みと火山との共存の大切さなどについて学びます。



砂防ダム（スリットダム）



雲仙岳災害記念館



龍石海岸



両子岩

5 教職員の資質の向上

【現状と課題】

近年、新しい知識・情報・技術をめぐる変化が著しく、それに伴う社会情勢の変化を予測することは困難になってきています。このような時代にあって、学校教育には、子どもたちが様々な変化に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことなどができるようにすることが求められています。このことから平成29年に改訂された学習指導要領では、「主体的な学び・対話的な学び・深い学び」の実現に向けた授業改善の推進、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進などが改訂の基本方針として示されました。

また、特別の教科道徳、小学校における外国語科など新しい教科の導入やGIGAスクール構想に伴う1人1台端末の活用など、新たな学校の抱える課題が複雑化・多様化しており、その解決のためには教職員の資質向上を図るとともに、全教職員が責任を持って学校運営に参画し、学校のマネジメントが組織的に行われる体制づくりが必要です。

そのため、各種の研修会等を実施し、それぞれの研修内容の充実を図り、マネジメントに求められる教職員の資質・能力を高めていきます。

さらに、主幹教諭・指導教諭の配置や事務の共同実施の推進を図るなどの整備を進めていきます。

一方、学校に求められる役割が増大し、教職員に負担がかかっていることも指摘されており、これまでの学校の組織体制では、高い効果をあげていた質の高い学校教育を持続発展させることは困難であると言われています。

そこで、教職員のこれまでの働き方を見直し、自らの専門性を磨くとともに、日々の生活を豊かにすることで自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに効果的な教育活動を行うことができるように教職員の働き方改革を推進します。

【具体的な取組】

(1) 教職員研修の充実

① 管理職研修会

毎月、月初めに、校長会及び教頭会を実施し、学校運営を円滑に行うための指導連絡を徹底するとともに、管理職に求められる学校経営力(マネジメント能力)の向上を図ります。

② 教務主任研修会

毎月、教育課程や学校行事などについて情報交換を行い、各学校の教育計画の充実に努めます。また、学習指導要領の実施に伴い、必要に応じた研修を行います。

③ 学力調査結果分析研修会

児童生徒の学力の定着状況を把握・分析し、学力向上に向けた授業改善や校内研修の活性化を行うことで、学力の向上を図ります。

また、市の学力調査をもとに、調査結果の分析を行う研修会を開催することで、児童生徒の状況をより詳しく把握し、授業改善に生かします。

④ 生徒指導担当者研修会

生活指導主任及び生徒指導主事を対象に事例研修等を行い、不登校の解消や問題行動への対応力の向上を図ります。特に、中1ギャップ²⁹の解消に向け、小中連携のあり方などの対策を協議します。

⑤ 英語研修

ア 校内研修の充実(小学校)

A L Tを活用した英会話教室を開催することで教員の指導力向上を図ります。

イ 英語科教員のスキルアップ研修(中学校)

「英検」³⁰や「TOEIC IP テスト」³¹の受験を推奨し、指導力を高めることで、生徒の英語によるコミュニケーション能力を育成します。

《目標とする数値》

中学校英語教員の英語力	令和2年度	令和8年度
英検準1級、TOEIC 785点以上を取得	16.7%	※50%

※県「世界へのゲートウェイ・Nagasaki」英語教育推進事業の令和5年度数値目標と同じ

⑥ 島原半島3市特別支援教育連絡協議会

島原半島3市特別支援教育連絡協議会が開催する研修会等に、特別支援コーディネーターや特別支援教育関係者が参加することで、教職員の資質向上や効果的な支援方法などの充実に努めます。

また、長崎県立島原特別支援学校から専門的立場での指導を受けます。

⑦ 学校事務共同実施連絡協議会³²

平成25年度から「共同実施推進室」を設置し、各学校の事務処理の一部を推進室で一括処理することにより、各学校の事務量の軽減を図り、各学校の事務職員が教育支援を積極的かつ確実に行える環境を作り出し、教員の事務負担軽減を図っています。

また、所期の目的が達成できるよう、連絡協議会を年1回開催し、活動目標や活動計画等の協議を行っています。

事務職員の教育支援「7点プラス1」

- 教科書給与事務システムに関すること
- 就学援助事務に関すること
- 私費会計の適正化（審査的な役割）に関すること

- 修学旅行等に係る事務支援や助言に関すること
- 特別支援教育就学奨励費の支給に係る事務処理や助言に関すること
- 理振台帳システムの入力及び市教育委員会への報告に関すること
- 各学級教材費の業者への支払い支援に関すること
- その他 各学校の状況に応じた事務・業務に関すること【プラス1】

⑧ 教育講演会

教職員の識見を高め指導力の向上を図るため、市内小・中学校の全教職員を対象に、平成4年度から教育講演会を開催しています。現在、夏季休業中の開催とし、今後の学校教育のあり方と教職員の役割について研修を深めています。

⑨ GIGAスクール構想に伴うICT研修

GIGAスクール構想に伴い整備された1人1台端末を活用し、一人ひとりに応じた最適な指導を行うことで、子どもたちに確実に力を付けるため、教職員へのICT研修の充実を図ります。

(2) 校内研修体制の充実

① 研究校の指定

小・中学校14校の半数を毎年順次研究校に指定し、当該校は最終年度に研究の成果を発表します。各学校が、自校の課題や実情に応じた研究テーマを設定し、3年間取り組むことで、教職員が課題意識を共有し、指導力や授業力の向上を図ります。

また、小・中連携、小・中一貫教育、特別の教科道德、小学校外国語活動等についても研究を進めていきます。

＜研究指定校一覧表＞

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第一小学校	■						■	■	■
第二小学校		■	■	■					
第三小学校					■	■	■		
第四小学校	■	■	■						
第五小学校							■	■	■
三会小学校				■	■	■			
大三東小学校			■	■	■				
高野小学校					■	■	■		
湯江小学校	■	■	■						
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第一中学校						■	■	■	
第二中学校								■	■
第三中学校				■	■	■			
三会中学校								■	■
有明中学校		■	■	■					

■ は市指定期間

..... は県指定

(3) 校種間連携の充実

① 幼・保・小連携

子ども同士や職員同士の交流の場の設定を推進し、指導力の向上を図ります。

<主な交流活動>

○子ども同士

- ・ふれあい体験（小学校探検） 年長児と1年生
- ・学校行事への参加（運動会・持久走大会応援）

○職員同士

- ・各園のおゆうぎ会等の行事の参観
- ・定例情報交換会
- ・入学前の各園訪問

《目標とする数値》

幼・保・小連携会議	令和2年度	令和8年度
年2回以上の開催小学校	1校	10校（分校含む）

② 小・中連携

中学校区内の小学校と中学校が、お互いの研究授業及び授業研究会に参加し、授業力向上に向けた研修を行います。

また、中学校の教諭が小学校に出向いて英語、音楽、美術、体育等専門性を生かした指導を行います。

さらに、配慮を要する児童の情報を小学校から中学校へ確実に引き継ぐなど、小中間の接続を円滑に進めることや小学校における教科担任制により、中1ギャップの解消、生徒指導の強化を図ります。

③ 中・高連携

島原半島高校入試中高連絡協議会において、島原半島の子どもたちの学力向上を推進するため、中・高で連携して、具体的な対策を検討し実施します。

（4）教職員の働き方改革

① 適切な勤務時間管理

超過勤務の上限を適切に管理したり、「定時退校日」を設定したりすることで、教職員のワーク・ライフ・バランスを含むタイムマネジメントの意識改革を図り、心身ともに健康を維持できる職場づくりを推進していきます。

② 「部活動休養日」・「家庭の日（ノー部活動デー）」の設定と継続

「部活動休養日」や「家庭の日（ノー部活動デー）」を設定することで、生徒の多様な体験を充実させ、健全な成長を促すとともに、教職員の時間外勤務を縮減します。

③ 校務支援システムの導入

統合型校務支援システム³³を導入し、文書作成の形式を統一したり、業務のペーパーレス化を図ったりすることで、教職員の業務の効率化を図ります。

④ 小学校における教科担任制の導入

担当する教科数を減らすことで教材研究を効果的・効率的に行うことにより、教科指導の専門性を持ったきめ細かな指導を行うとともに、教師の負担軽減を図ります。

第2節 豊かな心と郷土愛を育む、強い絆で結ばれた地域づくり

1 子どもから大人まで自由に学び合える学習体制の充実

【現状と課題】

本市には、地域コミュニティづくりの中核施設として市内7地区に公民館があります。各公民館は、人づくり地域づくりの最前線であり、地域住民の生涯学習の活動拠点、行政と地域をつなぐパイプ役としての大きな役目を担っています。本市では、各公民館単位に公民館運営委員会を組織するとともに、市公民館運営審議会を設置し、共通課題の解決や各種事業の企画実施等についての助言等をもとに公民館活動の推進を図っています。人々の価値観の多様化に伴い地域連帯意識の低下が叫ばれている今日、社会教育関係団体や町内会・自治会等と連携しながら、絆の強い地域をつくるためにも、公民館の果たす役割はますます重要になってきています。

また、青少年健全育成協議会、子ども会、女性団体、高齢者団体、青年団、PTAといった社会教育関係団体が、それぞれの事業計画に沿って、様々な社会教育活動を行っています。しかしながら、近年、社会環境の変化や趣味・嗜好の個性化、高度情報化に伴う価値観の多様化等により、各種団体の会員数は減少傾向にあります。このため、地域コミュニティの維持や生涯学習の推進、地域における子育て支援のためにも、社会教育関係団体の育成を効果的に進めていく必要があります。本市では、社会教育委員の会を設置し、社会教育事業の企画実施等についての助言等をもとに、社会教育の推進を図っています。

子どもから大人まで自由に学び合える施設としては、島原図書館、有明図書館があります。加えて三会・杉谷・森岳・霊丘・白山・安中地区の6公民館には、島原図書館の分室を設置しています。島原図書館は昭和61年、有明図書館は平成11年に開館し、島原図書館協議会の助言等をもとに運営しており、現在、一般財団法人島原市教育文化振興事業団が指定管理者として管理・運営にあたっています。図書貸出用の登録者カードは島原・有明両図書館共通となっており、所持者は令和3年3月末現在52,906人、令和2年度中の島原図書館の利用者数は29,914人、有明図書館の利用者数は10,983人となっています。子どもの読書活動については、これまでの取組が評価され、平成25年度に島原図書館が、平成30年度に有明図書館が「子ども読書活動優秀実践図書館」として「文部科学大臣表彰」を受賞しました。今後、さらなる利用促進を図るため、各種サービスの向上と快適な読書環境づくりに努めます。

また、本市においては多彩な文化活動が展開されており、活動拠点としては島原文化会館と有明総合文化会館があります。大ホールの規模はそれぞれ1,202席・700席で、催し物の規模・内容に応じて活用しています。文化活動を支える団体としては、島原文化連盟と有明町文化協会がありますが、これらの市民主体の文化活動を引き続き支援し、地域文化の良さを伝えていくとともに、豊かな心の育成につなげていくことが大切です。

自主文化事業については、市民に芸術性の高い優れた舞台芸術に接する機会を提供し、市民文化の向上と地域活性化につなげるために、公募型誘致公演事業を行っていますが、多くの事業を誘致し、市民に鑑賞してもらうための工夫が必要です。

【具体的な取組】

(1) 地域の特性を生かした公民館活動の推進

① 公民館自主講座

各公民館において、地域住民のニーズに対応した各種講座を実施します。

また、自主講座からサークル活動への移行を支援するなど、市民の生涯学習の推進に努めます。

＜講 座 例＞

パソコン、小物づくり、健康づくり体操、園芸、料理、歴史、絵手紙、生花、カラオケ、魚のさばき方 など

《目標とする数値》

※各種学級・講座	令和元年度	令和8年度
実施数	313回	350回

※各公民館における学級等（女性学級、高齢者学級、家庭教育学級、青年教室、公民館自主講座）

② 女性学級

変化の激しい社会の中で女性としてよりよく生きるため、知識を増やし見聞を広めるとともに、相互の交流と親睦を図ることを目的として、各公民館を拠点とした9の学級において、年間80回を目標に開催します。

また、受講生には、学級で学んだことを地域づくりに活かし社会貢献へとつないでいく役割が期待されます。

＜講 座 例＞

SDGs、ジオパーク学習、健康教育、環境問題、歴史、文学、法律、防災、人権学習、市議会傍聴、料理、お菓子づくり、生花、小物づくり、ダンス、グラウンドゴルフ など

③ 高齢者学級

心豊かで充実した生活がおくれるように知識の習得と相互の交流・親睦を図ることを目的として、各公民館を単位とした7学級において年間70回を目標に開催します。

＜講 座 例＞

健康教育、交通安全教育、郷土学習、法律、人権学習、健康づくり体操、軽スポーツ、昔遊び（小学生との交流）、ボッチャ など

④ 家庭教育学級

子どもの教育の原点は家庭であることを踏まえ、家庭や地域の教育力向上を目指して、各地区青少年健全育成協議会や各学校PTAが主体となって保護者を対象に講演会や体験活動等を公民館ごとに実施します。（P37のイの家庭教育学級参照）



女性学級（ジオで街歩き）



家庭教育学級（安中あそばんば広場）

⑤ 青年教室

青年が直面する課題解決と、地域を担う人材の育成や青年が集う場づくりを目的に実施します。

＜講 座 例＞

七夕まつり（小学生との交流）、ケーキづくり、地域交流 など

⑥ 島原市ひとづくり出前講座

市民の学習機会の充実と、島原市政についての知識を深めるための出前講座を開設します。依頼を受けて現地に出向き、担当部局の市職員が講話をする講座で積極的な活用を促進します。

＜分 野＞

市政、歴史、産業、まちづくり、暮らしと生活、防災、健康づくり、福祉、教育、ジオパーク など

＜目標とする数値＞

出前講座	令和２年度	令和８年度
開催回数	３６回	５０回

⑦ 公民館まつり

各種講座や各サークル等の日頃の活動の成果を発表する場として、演技発表や作品展示、バザー等、地域の特性を生かして公民館ごとに実施し、地区内の連帯感の醸成に努めます。

また、子どもを核とした地域活性化を図るため、子どもたちが積極的に参加するような内容の工夫に努めます。

⑧ 公民館サークル活動の育成

各公民館を拠点として、自主的なサークルが喜びや生きがいを求めて活動しています。

このため、さらなる活動の充実のために、公民館の利用の仕方やサークル等の情報について、公民館サークル情報誌を作成し周知を図ります。

＜サークル例＞

体操、ダンス、太極拳、舞踊、カラオケ、合唱、大正琴、詩吟、俳句、短歌、諧句、書道、茶道、生花、料理、手芸・工芸、囲碁・将棋、絵画、パソコン、おはなし会、パッチワーク など



森岳公民館まつり



三会公民館まつり

⑨ 自治公民館活動

自治公民館が行う文化・スポーツ行事や学習会、地域における子育て支援等の教育的活動については、公立公民館と連携しながら支援に努めます。

(2) 社会教育の推進と社会教育関係団体の育成

① 青少年健全育成協議会活動

各地区の青少年健全育成協議会は、地域全体で子どもたちを育成する中心的な役割を担っており、地区ごとの特色を生かした体験活動、体育・レクリエーション行事、伝承・伝統行事、週末の余暇活動等を実施します。また、青少年の事件や事故、非行の防止のため、危険箇所点検や安全パトロール等を実施します。



鬼火



子ども精霊船

② 子ども会育成連絡協議会活動

毎年6月の週末に、小学校高学年を対象としてリーダーに必要な資質を身につけさせるため、子ども会ジュニアリーダー研修会を実施します。自然の家など宿泊体験ができる施設に宿泊し、飯ごう炊さんや自然体験活動等を行います。

また、子ども会活動の指導的立場となる育成者を対象とした研修会を開催します。



ジュニアリーダー研修会



クリスマスボッチャ大会

③ 女性や青年による社会教育関係団体の支援

地域における子育て支援の担い手である女性や青年による社会教育関係団体の自主運営を支援し、各団体の活性化と会員相互の親睦融和の醸成に努めます。

④ P T A連合会の支援

島原市P T A連合会は、会員の資質の向上を目指し、「ふるさとの宝を育むP T A活動」という全体テーマで、研修会を毎年1月に開催しています。

また、メディア機器を介して子どもが被害に遭う事件の多発をうけて 携帯電話を持たせるのは親の責任という自覚を促すために、連合会統一ルールである「しまばらスマホルール」を策定し、各学校P T Aを核にして、「家庭のルール」づくりに取り組んでいます。

子育ての中心となるP T A連合会の活動の支援をさらに強化します。

(3) 図書館の充実

① 子どもの読書活動の推進

本市においては、平成17年度に策定した「第一次島原市子ども読書活動推進計画」により、市内全小・中学校への学校司書の配置や学校図書館の充実、図書ボランティア活動の活性化などが図られました。続く第二次計画（平成27年度策定）においては、学校司書が中心となって学校図書館の環境整備がなされるとともに、関係者の連携が深まりました。

さらに、令和2年度にはこれまでの計画の課題を整理し、市民が一体となって子どもの読書活動を推進することを目的に、第三次計画（計画期間は令和6年度までの5年間）を策定しました。

本計画に基づき、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、公民館、図書ボランティアが連携を深め、子どもの読書活動を推進します。

② 図書資料の充実

図書館へのリクエストを大切にし、広く公平な選書・収集に努め、図書資料の充実を図ります。郷土資料については、歴史の継承と郷土史研究の活性化のため収集に努めます。

③ 読書環境づくり

設備の充実、館内美化、配架や展示の工夫、自主講座の開催により、気軽に利用できる図書館づくりを目指します。

また、ホームページや図書館だよりの内容の充実を図るとともに、図書館司書の実務研修会等への積極的な参加により、予約サービスやレファレンスサービス、レフェラルサービス³⁴などの向上に努めます。

《目標とする数値》

図 書 貸 出	令和2年度	令和8年度
人口1人あたりの冊数	4. 8 7 冊	5. 3 0 冊



としょかんコンサート



学校図書ボランティア懇談会

(4) 文化活動の推進

① 文化団体の育成と連携

市内の主な文化団体である島原文化連盟、有明町文化協会、さらに音楽団体の島原市音楽連盟については、自主運営を支援します。また、市全体が一体となって文化の振興に向けた有効な活動を行うために、連携の強化に努めます。

② 島原市美術展覧会の開催

島原文化連盟、有明町文化協会との共催で、広く市民から美術作品を公募し、鑑賞の場を設け、市民の情操豊かな心を養うために、島原市美術展覧会を開催します。

③ 島原市民音楽祭の開催

島原市音楽連盟、島原市中学校教育研究会音楽部会、島原市邦楽振興会との共催で、市民や青少年が音楽に親しむ機会として、島原市民音楽祭を開催します。

④ 自主文化事業の開催

自主文化事業として取り組んでいる「肥前島原子ども狂言」は、子どもの伝統芸能活動の活性化のために、今後も継続して実施します。

⑤ 島原市公募型誘致公演事業の実施

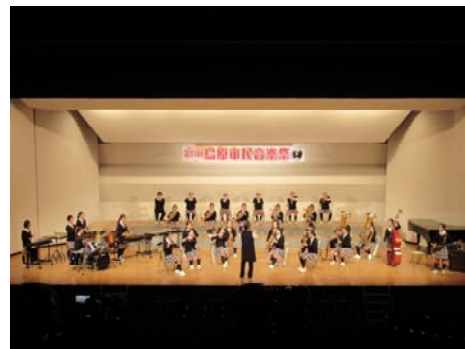
民間が実施する市民の関心が高い舞台芸術を身近で鑑賞できる機会を提供するため、公募型誘致公演を実施します。

⑥ 市民文化講座の開催

市民の知識と教養の向上のため、島原文化連盟との共催で、政治・経済・文化等の各方面にわたる著名な講師を市内外から招へいし講演会を行います。



島原市美術展覧会



島原市民音楽祭



肥前島原子ども狂言



市民文化講座

2 子どもを健やかに育てる家庭・地域の育成

【現状と課題】

今日、少子高齢化に伴う人口減少や核家族化、高度情報化社会の急速な進展に伴い、家庭や地域を取り巻く社会環境は大きく変化しています。価値観の多様化等による地域社会のつながりや支え合いの希薄化により、青少年の体験活動の機会の減少、家庭や地域の教育力の低下が叫ばれており、子どもの基本的な生活習慣の確立や子どもの自立の基礎を培う家庭教育、子どもや家庭を見守る地域教育の重要性はますます大きくなっています。

本市においては、“地域ぐるみの子育て”を目的として、「子育て支援の充実」「学校と地域社会の連携」「青少年の体験活動の充実」を3つの柱とする「島原市ココロねっこ運動」の展開に力を入れて取り組んでいます。この活動をとおして、家庭の教育力の向上を図るために、子を持つ親が子どもの育て方や家庭教育のあり方について学ぶ機会を充実するとともに、PTAや青少年健全育成協議会、子ども会、女性団体、高齢者団体、青年団等が十分な連携を図り、地域ぐるみで子どもの成長を支える取組を継続し、地域の強い絆をつくる必要があります。

平成28年度に社会教育委員の会が行った「島原市における家庭教育に関するアンケート調査」では、「最近の家庭の教育力」について「低下していると思う」と答えた保護者が全体の42%であることなど、本市の家庭教育の実態が明らかになりました。この調査結果をもとに、平成29年度、同会から市教育委員会に対して、6項目からなる提言書「島原市における家庭の教育力の充実方策について」が提出されました。本市は、以下に記した提言と具体的な充実方策を踏まえ、その内容の実現を目指します。

- 提言1. 「しまばら家庭教育三・三・七拍子」を基に、家庭の教育力を充実するための施策の組織的・総合的な展開を図る。
- 提言2. 家庭教育に関する学習機会の充実を図る。
- 提言3. 体験活動の充実を図る。
- 提言4. 家庭教育に関する相談体制の充実を図る。
- 提言5. 家庭教育に関する情報提供の整備・充実を図る。
- 提言6. 家庭教育に関する人材育成及び支援ネットワークづくりの推進・整備を図る。

また、少年の健全な育成を期し、少年の非行を防止するため、島原市少年センターを設置しており、少年センター運営協議会の助言等をもとに運営しています。少年センターでは、少年補導委員（定数68名以内）が定期的に夜間巡回補導を行ったり、自転車走行のマナーの指導等を行ったりしています。さらには、少年センター相談員が少年の健全育成に関する相談活動を行い、必要に応じて専門機関を紹介しています。

家庭や地域の教育力の低下、スマートフォンなどの情報通信機器の普及に伴う子どもの行動の変化など、少年の非行防止のために、学校やPTA、社会教育関係団体等と十分連携した取組が必要不可欠です。

【具体的な取組】

（１）「島原市ココロねっこ運動³⁵」の推進

① 子育て支援の充実

ア 「しまばら 家庭教育 三・三・七拍子」（P63参照）の推進

平成27年度に社会教育委員の会が作成した「しまばら 家庭教育 三・三・七拍子」については、心豊かでたくましく生きる子どもを育てるための地域や家庭への啓発資料として活用するとともに、周知啓発のための様々な取組を行い、家庭教育のより一層の支援に取り組んでいます。

＜取組例＞

- チラシやクリアホルダー等による周知
- テレビ、ラジオ、SNS等、メディアを活用した周知・啓発
- 各種事業や会議等における周知・浸透

＜目標とする数値＞

各種事業や会議等での説明回数	令和元年度	令和8年度
回 数	8回	15回

イ 家庭教育学級

子どもの教育の原点は家庭であることに鑑み、家庭や地域の教育力向上を目指して、各地区青少年健全育成協議会や各学校PTAが主体となって、保護者を対象に講演会や体験活動等を公民館や小・中学校区単位で実施します。

学習の形態についても、従来の「講師による講座型」だけではなく、参加者相互が語り合うことで子育てに関する情報共有や気付きを促す「ながさきファミリープログラム」を活用した内容も積極的に取り入れます。

特に、近年のスマートフォンなどの情報通信機器の普及は目覚ましく、ネットトラブルから子どもを守るためにも、メディアに関する研修を継続します。

＜活動例＞

- 「いじめ防止」、「食育」、「ネット事情と対応策」などの講演会
- 「しまばら 家庭教育 三・三・七拍子」を活用したワークショップ
- 「ながさきファミリープログラム」を活用した「子どものほめ方・しかり方」、「わくわくドキドキ新一年生保護者のおしゃべり会」などの学級
- 「子ども精霊船づくり」、「しめ縄づくり」、「ミニ門松づくり」、「鬼火」、「オリエンテーリング大会」などの体験活動

ウ 健康教育講座

心身の健康に関する意識を高めるため、各地区青少年健全育成協議会や各学校PTAが主体となり、市医師会の講師等による保護者対象の健康に関する講座を公民館ごとに実施します。

＜活 動 例＞

「足もとから体の健康を考えよう」「姿勢プロジェクト」 など

エ 思春期子育て講座

思春期の子育てについて理解を深めるため、中学校が主体となって、保護者を対象に思春期の子育てに関する講座を中学校ごとに実施します。

＜活 動 例＞

「思春期の子どもとのコミュニケーションの取り方」

「メディアとの上手な付き合い方」 など

オ 「少年の日」「家庭の日」の推進

地域全体で少年を見守り育てていくことを目指した毎月1日の「少年の日」に、少年が社会の一員であることの自覚を促すとともに“あいさつ・声かけ運動”を実施します。また、家族そろっての団らんの機会を増やすことによって、愛情と信頼に結ばれた温かい家族関係を育てる契機とするため、毎月第3日曜日が「家庭の日」として定められています。今後も、子どもたちの健やかな育成、明るく円満な家庭づくりの契機となるように周知に努めます。

② 学校と地域社会の連携

ア 地域学校協働活動の推進

地域学校協働活動とは、地域住民、保護者、青少年健全育成団体、女性団体、高齢者団体等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う活動です。次代を担う子どもたちに対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、学校と地域の連携・協働を進めます。

＜定 義＞

地域学校協働活動は、社会教育法第5条第2項により、学校と協働して行う以下の活動と規定されています。

- 学校の授業終了後又は休業日において学校、社会教育施設等で行う学習その他の活動
- ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動
- 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動

＜活 動 例＞

登下校の見守り活動、本の読み聞かせ、地域の防災訓練への参画、花壇や通学路等学校周辺環境の整備、通学合宿、職場体験学習、郷土学習、放課後子ども学習室、スクールキッズ など

イ 放課後子ども学習室

小・中学生を対象に学校施設を活用し、放課後における子どもの安全安心な居

場所を確保するとともに、地域の人材を活用して自主的・主体的な学習活動を支援し、自学の習慣を身に付けさせます。

《目標とする数値》

1校当たりの参加児童生徒	令和2年度	令和8年度
※参加児童生徒数	18.8人	22人

※参加児童生徒数は「年間のべ参加者数÷年間実施総回数」により算出

ウ スクールキッズ

小学生を対象に各地区公民館を活用し、長期休業中における子どもの居場所を確保するとともに、地域の人材を活用して自主的・主体的な学習活動を支援し、家庭学習の習慣を身に付けさせます。

《目標とする数値》

1地区当たりの参加児童	令和元年度	令和8年度
参加児童数	21.9人	25人



放課後子ども学習室



スクールキッズ

エ 学校支援会議

各小・中学校単位に学校支援会議を設置し、学校・家庭・地域の代表が子どもの安全や子育て等について協議を行いながら、それぞれが協働し地域ぐるみの子育てに取り組めます。また、「地域とともにある学校づくり」を推進するために、コミュニティ・スクールへの移行を推進します。

＜構成員例＞

町内会・自治会、青少年健全育成協議会、女性団体、高齢者団体、民生委員・児童委員、社会教育委員、PTA、公民館 など

＜取組例＞

朝のあいさつ運動、登下校時安全パトロール、放課後子ども学習室、通学合宿、除草作業、校区の危険箇所点検 など

③ 青少年の体験活動の充実

ア 子ども会活動

各子ども会は、会員と育成者の親睦活動、異世代間の交流活動、自然体験活動、社会奉仕体験活動の一環としての資源物回収、夏休みのラジオ体操等の活動を行うなど、子どもの体験活動の場の拡充に努めています。

また、島原市子ども会育成連絡協議会においては、子ども会活動の活性化を図

るため、子ども会ジュニアリーダー研修会等に取り組んでいます。

イ 週末余暇活動

週末における子どもの居場所づくりを目的に、各地区青少年健全育成協議会等が中心となり、主に土曜日の午前中に各公民館や地域の中で各種の体験活動を実施します。

＜活 動 例＞

囲碁・将棋教室、料理教室、茶道教室、ハンドベル教室、郷土伝承教室、グラウンドゴルフ、タグラグビー教室、マテ貝掘り など

ウ 通学合宿

集団生活をとおして、礼儀や感謝の気持ち、忍耐力や自主性をはじめ、子どものコミュニケーション能力や生活力を身に付けさせるとともに、子どもとのふれあいをとおして地域住民・保護者・学校の結びつきを深めるなど、「子どもを核とした地域の絆づくり」を目指します。

各公民館を主な拠点に、青少年健全育成協議会・女性団体・高齢者団体・青年団・ＰＴＡ等各種団体の協力のもと、小学校３年生から６年生が３泊４日または２泊３日で共同生活を行います。子どもたちは、買い物、食事づくり、片付け、学習などの日常体験を柱とし、もらい湯等で地域の方々との交流を深めながら通学します。



週末余暇活動でのマテ貝掘り



通学合宿での食事づくり

エ 夏休み稽古館

子どもの居場所づくりの一環として、小学校３年生以上を対象に、夏休み期間中に森岳公民館で実施します。島原藩の藩校「稽古館」で史学や文学を学んでいたことに因み、古典の学習や論語の素読を行う講座を開設します。

オ 青少年育成ココロねっこ指導員・ココロねっこ推進員

本市における「ココロねっこ運動」を推進するため、青少年育成ココロねっこ指導員及びココロねっこ推進員を配置し、「ココロねっこ運動」の啓発、あいさつ運動や見守り活動等、地域における子どもの健全育成活動を実践します。

（２）少年センターの充実

① 補導活動の充実

補導活動

各地区の少年補導委員会は、市内全９地区（各小学校区）に設置し、学校・PTA・地域から選任された５～７名の補導委員が、毎月の定期補導及び長期休業中や初市・花火大会・土曜夜市等の行事における特別補導を行います。

また、登下校時の「あいさつ運動」や夜間巡回補導での「愛の一声運動」などに取り組みます。



夜市での特別補導



自転車指導

② 相談活動の充実

青少年問題の個別相談

電話・来所・訪問等の相談に指導監及び相談員が対応し、必要に応じて専門機関を紹介します。

また、ポスターの掲示やチラシの配布等により、相談活動の周知に努めます。

③ 環境浄化活動の推進

ア 白ポストによる有害図書の回収

市内３箇所に設置した「白ポスト」により、少年の健全育成に有害な雑誌、ＤＶＤなどの回収を毎月行い、環境浄化を推進します。

イ 立入調査の実施

少年補導委員や関係機関と連携して、７月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」、１１月の「子ども・若者育成強調月間」に、書店、カラオケボックス、コンビニ、携帯電話販売店等への立入調査を行い、子どもに有害な環境を与えないよう協力を求めます。



白ポスト（中央公園）

④ 地域啓発活動の充実

ア 「少年の日」「家庭の日」の周知・啓発

毎月１日の「少年の日」や、第３日曜日の「家庭の日」の前に、広報車で市内を巡回し、それらの日の意義についての周知に努めます。

イ あいさつ運動

学校やPTA、各地区の社会教育関係団体と連携しながら、毎月１日の「少年

の日」に、小・中学校の校門前や通学路等で「あいさつ運動」を行います。

ウ 「少年センターだより」の発行

少年の健全育成や非行防止の啓発を目的として、年6回発行し、小・中学校の保護者や関係諸団体に配布します。

⑤ 関係機関との連携

各種団体や関係機関との連携

少年補導委員の研修会等において、警察署から非行の現状や対策等についての報告や助言を受けるなど各種団体や関係機関と連携し補導活動の充実に努めます。

3 歴史文化遺産の保護活用と伝統文化の継承による郷土愛の醸成

【現状と課題】

本市においては、県内有数の有史以前の遺跡として、縄文時代後期の土器の製作跡とされる「大野原遺跡」、縄文時代後期と弥生時代中期の大規模な集落跡であった「小原下遺跡」、弥生時代中期頃の有力者の墓である「景華園遺跡」が知られており、景華園遺跡で発見された銅剣等は長崎県の有形文化財に指定されています。

日本史に残る歴史事象として、島原・天草一揆³⁶や島原大変が有名であり、関連する市指定文化財として「キリシタン墓碑」や「流死菩提提供養塔」が残されています。

島原藩主松平家から伝わった古典籍群である「肥前島原松平文庫³⁷」は国文学研究において重要であり、長崎県の有形文化財に指定されています。

また、本市の歴史のシンボルである島原城は、元和4（1618）年から、松倉重政が4年ないし7年の歳月をかけて築いたもので、現在においても石垣の残存状況等からその価値が認められ、平成28年に県の史跡に指定されました。

その後、島原城跡の保存・活用・整備等に関する現状と課題の把握を行い、それに基づく今後の基本方針や方向性、方法を明確にした「長崎県指定史跡島原城跡保存活用計画」を令和2年度に策定しました。

国指定文化財としては、弘化3（1846）年に島原藩医賀来佐一郎らの命により築かれた薬園の遺構である「旧島原藩薬園跡³⁸」が、昭和4年に国の史跡に指定されました。

また、普賢岳の噴火活動で形成された溶岩ドーム「平成新山³⁹」が、その形成過程と生態系の回復状況等がわかる貴重な場所として、平成16年に国の天然記念物に指定されています。

近年、少子高齢化等の社会状況の変化を背景に、文化財の保存・活用においても各地の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題です。そのような課題に対応するべく文化財保護法の改正で市町村が作成する文化財保存活用地域計画の文化庁長官による認定等が制度化され、中・長期的に上記課題に対応した文化財の保存・活用のための取組を計画的・継続的に実施できるようになりました。地域の文化財行政が目指す方向性や取組の内容が可視化されるほか、文化財の専門家のみならず多様な関係者が参画し

た地域社会総がかりによる文化財の次世代への継承に向けた取組が促進されることが期待されています。

本市に残るこれらの貴重な文化財については、文化財保護審議会の助言等をもとに適切に保存、公開、活用に努めています。今後も、郷土の歴史に対する理解を深めるとともに、ふるさと島原への愛着と誇りを持つ心の育成につなげるため、市民一体となった取組が必要不可欠です。



おおのぼる
大野原遺跡展示館「縄文の里」



けい か えん
景華園遺跡で出土した銅剣



島原城に屋外展示されているキリシタン墓碑



りゅうしぼだいこうとう
流死菩提供養塔（田町）



ふこうぜい き ほんこく
松平文庫が所蔵する『深溝世紀』（翻刻本）



島原城

【具体的な取組】

（１）文化財保存活用地域計画

地域総がかりで文化財の保存と活用について取り組んでいくことのできる体制づくりの整備等を含んだ「島原市文化財保存活用地域計画」を作成します。計画作りの過程では、各地区での地域住民と連携したワークショップや文化財の調査などを実施します。文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、従来、価値付けが明確でなかった未指定文化財を含めた有形・無形の文化財も保存し、観光・まちづくり分野に

も生かしつつ、各種施策を進めていく上で共通の基盤とし、文化財の保存・活用に取り組みます。

＜実施計画＞

- ・計画作成：令和3～5年度
- ・国による認定：令和6年度

きゅうしまばらはんやくえんあと
(2) 旧島原藩薬園跡

① 国指定史跡としての保存と管理

国指定史跡「旧島原藩薬園跡」は、史跡としての遺構の維持管理を第一義に、薬草見本園としても公開しています。

昭和51年に策定された県教育委員会の保存管理計画³⁹による整備はほぼ完了しましたが、樹根の成長による石垣への影響や、遺構の劣化が見られるため、適切な保存に努めています。

薬草の管理については、現地に常駐する会計年度任用職員と除草業務を委託している島原市シルバー人材センターによって、日常的な植栽管理や環境整備に努めています。

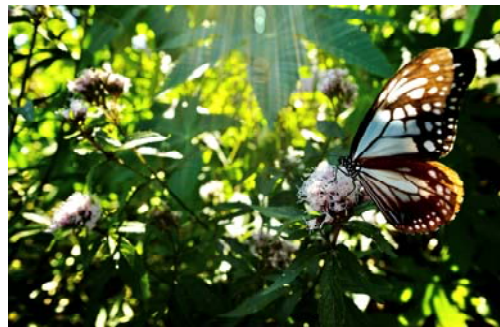
② 周知と活用

薬園が築かれた当時の時代背景や薬園に携わった人々の物語等を、歴史講座やホームページ等で分かりやすく発信します。

また、園内の薬草・薬木や、それらの効能などについて楽しく学べる講座や周知イベント等の実施に努めます。



旧島原藩薬園跡での薬草講座



令和2年度薬園フォトコン最優秀作品

ひぜんしまばらまつだいらぶんこ
(3) 肥前島原松平文庫

① 所蔵資料の修復・マイクロフィルム化・公開・活用

古写本を含む古典籍や絵図等が一万余点も収蔵される松平文庫は、希少な価値をもっており、平成25年3月に県の有形文化財に指定されました。このため、技術員によって虫食いなどによる所蔵資料の破損を補修し、よりよい状態で未来に残すように努めます。特に、補修については、技術員の積極的な研修会への参加を図り、技術の継承にも努めます。

補修した所蔵資料は、マイクロフィルム化やデータ化により複製品を作成し、資料の情報の消失を防ぐとともに、市民や研究者に幅広く活用できるように努めます。

所蔵資料の活用方策として、絵図等を中心に松平文庫展示室で企画展示を定期的
に開催するとともに、「旧島原藩日記⁴⁰」や「深溝世紀⁴¹」等の古記録を用いた歴史
講座、古文書研究者による講演会等を実施します。

また、旧家や市内外から寄贈を受けた資料についても、調査と目録の作成を進め
ており、所蔵資料を活用した島原の歴史の解明や地域学習に役立てます。

② 松平文庫・島原城保管文書史料調査

本市ではこれまで、旧島原藩主・松平家から寄贈された史料については県の有形
文化財に指定され（肥前島原松平文庫）、目録が刊行されていますが、松平文庫や
島原城に寄贈された、旧島原藩の藩士家より伝わる数多くの資料のほとんどは未調
査、未整理で、目録も刊行されていません。

そのため、島原藩や近代島原の歴史について調査研究を進めるために、これらの
未整理史料約 13,000 点を調査・整理して、報告書（目録）を刊行します。

<事業内容>

平成30年度 資料調書の作成とデータ入力（ 8,508 点）
～令和2年度

令和3年度 資料調書の作成とデータ入力（約2,500 点）

令和4年度 資料調書の作成とデータ入力（約2,500 点）

調査報告書上巻の刊行

令和5年度 調査報告書下巻の刊行

③ 所蔵資料翻刻本の刊行

松平文庫の所蔵資料は、くずし字や漢文で記載されているものが多く、難解な文
章となっています。特に、「旧島原藩日記」をはじめとした本市の歴史に関わる資
料を多くの市民に知ってもらい利用してもらうため、楷書で記載した翻刻本を刊行
します。



古文書の補修作業



松平文庫での文学資料講座

（4）島原城跡

整備と活用

島原城は平成24年6月の大雨により本丸西側石垣が崩落しましたが、調査を行
いながら文化財的な価値を損なわないように復旧を進めました。その後、平成24

年度から26年度にかけて石垣台帳整備事業を実施し、これまでの調査をもとにその価値が認められ、平成28年2月に県史跡に指定されました。今後は、令和2年度に策定した「長崎県指定史跡島原城跡保存活用計画」に基づき、調査結果に基づいた保存整備計画等を策定し効果的な保存と活用を図ります。

(5) 各種文化財

① 文化財の保護

文化財とは、「指定」や「登録」の有無にかかわらず、歴史上、芸術上、学術上、観賞上等の観点から価値の高い有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群、埋蔵文化財のことを指し、市民共通の財産であるとされています。

本市にはこのような文化財が数多くあり、保存を前提として活用を図っていきます。また、古くから島原に伝わる伝統芸能については、後継者不足から活動の維持が危惧される団体もありますが、保存・継承のために引き続き支援します。

② 指定文化財の保存・公開・活用

本市に所在する指定文化財は、令和3年3月末現在、国指定5件、県指定11件、市指定78件、国登録37件となっています。

「指定」又は「登録」された文化財は、本市にとって特に重要で、内容に応じた保存・公開・活用を図るなど、適切な保護に努め、個人所有の指定文化財については、日常管理や保護への支援を行います。

市川泰朴^{いちかわたいぼく}の「解体図」等の市指定文化財は、有明歴史民俗資料館⁴²や松平文庫展示室、島原城キリシタン史料館等で展示し、公開・活用を図ります。また、屋外の指定文化財には、説明板を設置し、歴史講座やまち歩き講座での活用を図り、移動可能な文化財は、必要に応じ市外の資料館等への貸出展示を行います。

また、島原藩主深溝松平家墓所については、市の史跡に指定しており、平成27年から29年度にかけて、境内の詳細な地形測量図と墓碑の実測図を作成し、平成30年度には「島原藩主深溝松平家墓所調査報告書」を刊行しました。今後も史跡の価値を高めるために本光寺が所蔵する古文書、絵図等文献資料の調査を進めていきます。

《目標とする数値》

文化財	令和2年度	令和8年度
※市内の指定文化財の数	94件	97件
国登録文化財の数	37件	40件

※市内の指定文化財の数は、国・県・市指定の合計数

③ 埋蔵文化財の発掘調査・保存・公開・活用

遺跡地図等で埋蔵文化財が存在する土地として周知されている土地を「周知の埋蔵文化財包蔵地」といい、指定されていなくても保護すべきものとして、その範囲内で建設工事等の開発行為を行う場合は、事前に市教育委員会への届出が必要です。

開発行為による埋蔵文化財への影響が考えられる場合には、開発主体者と保存に

ついて協議を行い、事前に範囲確認調査を実施して遺構や遺物の有無を確認します。

範囲確認調査により遺構や遺物が確認された際には、再度協議を行い、開発行為による破壊がやむを得ない場合は、開発行為者の費用負担により、本調査を実施して記録保存を行い、遺構の残存状態によっては、現地で公開の説明会を開催します。

本調査の結果は、記録保存という形で後世に伝えるために発掘調査報告書として刊行し、研究・歴史資料として図書館や大学等へ配布します。

発掘調査報告書の刊行後、土器や石器等の遺物、調査時の実測図や写真は埋蔵文化財収蔵庫に保管し、大学等の研究者による調査・研究資料として活用を図り、完全な形に復原できる土器等は大野原遺跡展示館「縄文の里」⁴³に展示・公開します。

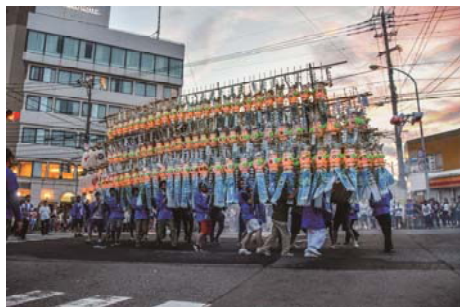
遺物の出土量や内容によって、適宜、企画展を開催します。

④ 歴史的建造物の保護

本市には、平成16年度から実施した市や大学等の調査により、江戸末期から昭和初期までの歴史的な建造物が、上の町、万町、堀町、白土町、湊新地町、有馬船津町等に数多く現存していることが判明しています。

調査結果をもとに、所有者の同意が得られた建造物の「指定」や「登録」を、引き続き行います。

また、江戸時代の島原藩士の屋敷跡や町割りが残る鉄砲町地区を対象として平成19・20年度に実施した伝統的建造物群保存対策調査の結果を踏まえ、今後、地域住民や関係機関等との意見交換等を行い、往時の面影を残す町並みを後世に伝えるための伝統的建造物群保存地区制度等⁴⁴の導入に向けた検討を行い、鉄砲町の文化財的価値と制度の周知に取り組みます。



市指定無形民俗文化財「精霊流し」
しょうろうなが



市指定無形文化財「先踊」
さきおどり



国登録有形文化財「銀水」
ぎんすい



有明歴史民俗資料館



市指定有形文化財「旧島原藩日記」



湯江温泉神社「^{かぜよけさい}風除祭」



^{おぼろしも}
小原下遺跡（縄文後期）



江戸時代の屋敷跡や町割りが残る鉄砲町

第3節 スポーツを通じた人づくり・地域づくり

1 ライフステージに応じた生涯スポーツの充実

【現状と課題】

近年、少子高齢化といった社会情勢の変化に加え、生活が便利になったことによる運動不足に伴う体力の低下や「仕事で忙しい」、「面倒くさい」といった働き世代のスポーツ習慣づくりが課題となっており、このような課題を解決するため、若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進が必要となっています。

スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求にこたえとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらし、私たちの人生をより豊かなものにします。心身の成長の過程にある子どもにとっては、スポーツを通して、フェアプレイ精神が培われ、他人に対する思いやりなど豊かな人間性を育むことができます。高齢者にとっては、健康寿命を延伸し、生きがいのある人生を送ることができ、また、障害者にとっては、身体機能の回復はもとより、社会参加及び相互理解の促進にも繋がります。

生涯にわたりスポーツに親しむことができる豊かなスポーツライフを送ることは、「人づくり」に大きな意義があります。

また、スポーツに打ち込む競技者のひたむきな姿は、市民のスポーツへの関心を高め、夢や感動を与えるなど、活力ある健全な社会の形成にも貢献できる大きな力を持っています。こうしてスポーツを推進することで、明るく活力ある「地域づくり」の実現が期待できます。

「人づくり」「地域づくり」を目的としたスポーツの具体的な楽しみ方には、自ら体を動かして運動を行う「する」スポーツだけでなく、競技力の高いプレーヤーたちや仲間のプレーを観て楽しむ「みる」スポーツ、運営ボランティアや管理スタッフ、指導者として他者のスポーツ活動を支援する「ささえる」スポーツなど多様であり、市民がスポーツを生活の一部とすることで、人生を楽しく健康で生き生きとしたものにする必要があります。

【具体的な取組】

(1) 総合型スポーツクラブの普及・推進

クラブの設立運営支援や既存クラブの質的充実に向けた支援を行います。県クラブアドバイザーと連携を図り、県やクラブとの連携・協力関係を構築し、本市の特色を生かしたスポーツクラブの普及・推進に努めます。

《目標とする数値》

総合型スポーツクラブ	令和2年度	令和8年度
団体数	1団体	※3団体

※令和8年度は、第7次市勢振興計画の令和6年度数値目標と同じ

（２）しまばら体操の普及

島原市では日本体育大学の協力を得て平成２８年に「しまばら体操」を発表しました。この体操は、体をすみずみまで動かし、血行促進や代謝を活発化することを目的とした、４つのストレッチ運動と４つの動的運動で構成されています。

体操は座ったままでも行うことができるもので、健康保持・増進と介護予防という効果が期待されます。

今後は、ケーブルテレビも活用するなど、しまばら体操の一層の普及を図ることで、市民が継続的に身体を動かし、いつでも体操を楽しめるようにしていきます。



しまばら体操

（３）ウォーキング環境の整備

島原市内の公園や道路では、特に早朝や夕方、美しい景色を眺めながらウォーキングを楽しむ市民の姿が見られます。このように世代を問わず親しまれているウォーキングについて、九州オルレ「島原コース」の活用も図りながら、一層の普及・推進に努めます。

（４）スポーツの多様な楽しみの推進

スポーツの楽しみ方は、実際に自ら身体を動かす「する」スポーツだけでなく、「みる」スポーツ、「ささえる」スポーツなど様々です。

本市では、市民が好みや状況に応じて様々な形でスポーツと関わることができるよう、スポーツの多様な楽しみ方の機会を確保していきます。

具体的には、次のようなスポーツとの関わり方の支援を図ります。

- 「する」スポーツ・・・・・・・・・・ 市民体育祭などでの発表の場の提供支援。
日本体育大学との連携による様々な年代を対象としたスポーツ講座やスポーツ少年団・部活動の指導者を対象とした指導者講習会、健康づくり講座の実施
- 「みる」スポーツ・・・・・・・・・・ 学校や公民館等を活用したパブリックビューイングの開催支援
- 「ささえる」スポーツ・・・・・・・・ 市民体育祭や島原学生駅伝等でのボランティア実施、指導者の活用推進の支援

２ 夢を育むジュニアスポーツの充実

【現状と課題】

近年、児童生徒のテレビやゲーム機、スマートフォンといった映像の視聴時間が長時間になる傾向にあります。また、生活の利便化等の環境の変化や睡眠、食生活等の子どもの生活習慣の乱れなど様々な原因から、結果として子どもが体を動かす機会の減少な

どにより、健康を害することが懸念されています。

将来を担う子どもたちが、豊かなスポーツライフを実現するため、学校や地域との連携を図りながら、普段の生活において健康に関する運動やスポーツの実践を促し、子どもたちの心身の充実に努めます。

【具体的な取組】

（１）スポーツ少年団活動の推進

① スポーツ少年団活動の支援

一人でも多くの子どもたちにスポーツの歓びを味わわせることを目的とした、スポーツ少年団が開催する各種交流大会や交流事業を支援します。

② スポーツリーダーの育成

スポーツ少年団の充実を図るため、スポーツ少年団指導者協議会が開催する島原市スポーツ指導者研修会の支援をします。



スポーツ指導者研修会

（２）夢の教室の開催

本市では、日本サッカー協会と連携し、「夢の教室」事業を実施しています。「夢先生」（現役アスリート等）が、実技を通してクラス全体に「協力すること」、「思いやりの心」、「全力で取り組むこと」、「ルールを守ること」などの大切さを伝えたり、講義を通して、自身が困難を乗り越えて夢に挑戦した体験を話します。「夢を持つことの素晴らしさ、それに向かって努力することの大切さ」などを伝えたりすることで、子どもたちが多くの学びを得ることができる機会を提供し、子どもの心の教育の充実に努めます。



マック鈴木選手（野球）



山口美咲選手（競泳）

（３）ジュニアスポーツの活性化

本市では、ジュニアスポーツの充実を図るため、日本体育大学との「体育・スポーツ振興に関する協定」を締結しています。

オリンピックなどのトップレベルの指導者から講義や実技指導を受けることにより、将来に向かって「夢・憧れ・志」を持つことの大切さを学ぶ機会を提供することで、児童生徒の意識の高揚を図り、さらなるスポーツの振興や競技力の向上に努めます。



コンディショニング講義



リズム・バランス運動

3 スポーツを活用した地域活性化

【現状と課題】

近年、人口減少や少子高齢化の影響に伴うスポーツイベントの参加者の減少などにより、地域内の交流は希薄になっています。

スポーツを通じた交流は、地域の一体感や活力を醸成し、人間関係の希薄化などを抱える地域社会の再生に繋がります。また、スポーツの国際交流は、世界の人々との相互理解を促進し、国際的な友好や親善に資することになります。

さらに、国際競技大会などでの日本人選手の活躍は、多くの人々に夢や感動を与え、スポーツへの関心を高めるだけでなく、社会全体の活力に繋がります。

充実したスポーツ施設や宿泊環境等を有する本市には、プロ・実業団・大学・高校等のスポーツチームが、合宿を行ったり、市内で開催される大会に出場したりしています。

今後も各種スポーツの国際・全国・九州大会等の誘致に努め、スポーツ交流を積極的に推進することで、地域活性化に努めます。

【具体的な取組】

(1) 市民体育祭の開催

市民総参加の場として市民体育祭（大運動会・各種競技大会）を開催し、世代を問わず参加できる大会として親睦融和を図ります。



市民体育祭大運動会
(園児対抗リレー)



各種競技大会（ソフトボール）

（２）平成新山島原学生駅伝の開催

学生駅伝を通して市民との交流を図り、島原を全国へPRすることを目的として開催します。



学生駅伝（女子）



学生駅伝（男子）

（３）国際・全国・九州大会等の開催

スポーツ交流推進のため地域一体となって、各種スポーツの国際・全国・九州大会等の誘致に努め、スポーツ交流を積極的に推進し、併せて本市のスポーツの普及・振興を図ります。

また、ラグビーワールドカップ日本大会の公認チームキャンプ地、東京2020パラリンピック競技大会ドイツパラ陸上競技の事前キャンプ地として世界的に認められた充実した市内スポーツ施設や宿泊施設を有効活用し、国内外のトップレベルのスポーツ大会や各種スポーツ競技の合宿等を誘致することにより「スポーツ国際交流都市」としての位置づけを確かなものにし、交流人口の拡大と地域の活性化に努めます。

《目標とする数値》

キャンプ・大会等参加人数	令和元年度	令和8年度
参加人数	36千人	※41千人

※令和8年度は、第7次市勢振興計画の令和6年度数値目標と同じ

第4節 教育・スポーツ政策推進に向けた基盤整備の推進

1 安全で快適な教育・スポーツ施設の整備

【現状と課題】

学校施設については、市内にある全ての小・中学校校舎31棟のうち、8割以上にあたる27棟が築後30年以上経過しており、老朽化が顕著となっています。

学校施設は、児童生徒の学習、活動の場であるとともに、地域住民にとってのコミュニティ施設でもあります。また、災害発生時には、地域住民の緊急避難施設としての役割も担っていることから、安全性の確保は極めて重要であり、耐震性・耐久性の高い施設とする必要があります。

こうしたことから、校舎及び体育館の構造体の耐震化を平成24年度で完了し、さらに、災害時に地域住民の避難施設となる体育館については、非構造部材（外壁や天井材など）の耐震化も平成27年度で完了しました。

平成28年度からは、校舎の非構造部材（外壁等）の耐震化に取り組んでおり、令和2年度で3校の6棟が完了しているところです。

社会教育施設については、市内7地区の公民館が生涯学習の場として、また、地域コミュニティの拠点としての役割を持っています。さらには、防災拠点施設としての役目も担っており、施設の耐震性や安全性の確保は重要な課題です。

本市はスポーツ施設として、陸上競技場、島原復興アリーナ、平成町多目的広場、平成町人工芝グラウンド、霊丘公園体育館・弓道場等を設置しています。

各施設で、年間を通して市民各種各層のスポーツ大会が開催され、島原復興アリーナ等の大規模施設では、全国大会や県大会等の競技大会も開催されています。特に天然芝の陸上競技場や平成町多目的広場並びに平成町人工芝グラウンド等でプロサッカーや大学のキャンプなどにも利用されています。

今後、施設については、更なる有効活用に加え、将来の財政負担の軽減、平準化を図るために策定した公共施設等総合管理計画との整合性に配慮していく必要があります。

【具体的な取組】

(1) 学校施設の整備

① 学校施設の耐震対策

東日本大震災での教訓を生かして、改修が必要とされる小・中学校校舎の非構造部材改修工事に、国の財源を活用しながら計画的に取り組めます。

《目標とする数値》

小・中学校校舎の 非構造部材耐震化工事	令和2年度	令和8年度
実施棟数	6棟	16棟

② 学校施設の営繕・管理

よりよい教育環境を確保するため、公共施設等総合管理計画を踏まえつつ、緊急性・安全性・必要性等を考慮した計画的な施設整備を行います。



第五小学校（非構造部材）



第二中学校（非構造部材）

③ 施設の長寿命化

全国的に公共施設の老朽化が進んでおり、本市でも築40年から50年の学校施設が一斉に建替えの時期を迎えることとなるため、施設の長寿命化を目的とした改修が必要となります。

しかしながら、全国的に少子化が進み、本市においても児童生徒数の減少が予想されることから、将来的な学校の在り方についての検討を進め、適正規模・適正配置の方針を定めながら、施設の更新・長寿命化等の施設整備を行い、更新コスト等の縮減に努めます。

（２）教育設備等の充実

学習指導要領に対応した学習内容の充実を図るため、教材・教具等の充実に努めます。また、読書活動の推進や調べ学習への対応を図るため、学校図書のさらなる充実に努めます。

（３）給食施設等の充実

食器消毒保管庫や保冷库等、一部の調理機器において耐用年数を迎えていることから、年次的に機器の更新を行い、適正な給食施設の運営に努めます。

（４）公民館の整備・充実

① 公民館の営繕・管理

よりよい活動環境を維持していくため、安全性や利便性等を考慮した計画的な施設整備を行います。

② 公民館設備等の充実

市民の学習ニーズに併せて、計画的な学習設備等の充実に努めます。



有明公民館



森岳公民館

(5) 図書館の整備・充実

① 図書館の営繕・管理

よりよい読書環境を維持していくため、安全性や利便性等を考慮した計画的な施設整備を行います。

② 図書館設備等の充実

市民の読書意欲の向上のため、設備等の充実に努めます。

(6) 文化会館の整備・充実

① 文化会館の営繕・管理

島原文化会館については、築47年が経過し、老朽化が進んでいること、また、県指定史跡島原城跡内にあり、現地で建替えることは困難な状況であることから、令和8年度まで運営し、有明総合文化会館へ集約する計画としております。

② 文化会館設備等の充実

市民の利用ニーズに併せて、計画的に設備や備品の更新や充実に努めます。



島原文化会館



有明総合文化会館

(7) スポーツ施設の整備・充実

① スポーツ施設の営繕・管理

施設の整備については、現有施設の有効活用を基本としながら、市民の安全性・利便性を考慮し計画的な改修等に努めます。

《施設一覧 令和4年4月1日現在》

霊丘公園体育館・弓道場	陸上競技場
有馬武道館	球場
温水プール	総合運動公園庭球場
屋内相撲場	総合運動公園庭球場夜間照明施設
霊丘公園相撲場	島原復興アリーナ
霊丘公園庭球場	平成町多目的広場
霊丘公園庭球場夜間照明施設	平成町人工芝グラウンド
霊丘公園運動広場	有明体育場（体育館）
霊丘公園運動広場夜間照明施設	有明体育場（弓道場）
第二中学校夜間照明施設	有明青少年武道館
杉谷運動広場	有明プール
安中運動広場	有明の森運動公園（有明の森運動場）
三会ふれあい運動広場	有明の森運動公園夜間照明施設
	有明大野浜運動広場



霊丘公園体育館・弓道場



島原復興アリーナ・平成町多目的広場



平成町人工芝グラウンド



総合運動公園庭球場

2 時代ニーズに即した質の高い環境の整備

【現状と課題】

雲仙・普賢岳噴火災害時の降灰対策として各小・中学校に設置した空調設備が、経年劣化で使用に支障をきたす状態となっており、年次計画で施設整備に取り組んでいます。

学校施設においては、多くの児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であることから、児童生徒の健康と安全の確保、さらには快適で豊かな空間として整備することが必要であります。また、災害時には地域の高齢者や障がい者など、不特定多数の方々が利用することが想定されることから、学校のバリアフリー化、避難所としての防災機能の強化に努める必要があります。

現在、情報通信技術は目覚ましい発展を続けており、日常生活における様々な営みにICT技術が使われています。これからの子どもたちは、現在の情報社会を生きぬくため、ICT教育を通じて情報活用能力を身に付ける必要があります。

こうしたなか、プログラミング教育の必修化と同時に個別最適化された学習環境の実現等を目的としてGIGAスクール構想が国から示され、本市においても令和2年度に学校内ネットワークの高速大容量化改修と1人1台端末の配備を完了しています。

今後は、こういった機器の適切な維持管理を行いつつ、必要なソフトウェアやICT機器の整備に努め、教職員・児童生徒が使いやすいICT教育環境の充実に努めます。

【具体的な取組】

(1) 学校施設的环境整備

① 空調設備の更新

老朽化が激しい空調設備については、近年の猛暑による児童生徒の健康面が危惧されるため、国の財源を活用しながら早期整備を行います。

② ICT機器の整備

平成30年度に策定した島原市学校ICT環境整備計画に基づき、各種機器の整備を進めつつ、令和2年度の国のGIGAスクール構想により整備した学校内高速大容量ネットワークと一人一台端末を最大限活用するため、通信が途切れたり遅延したりすることのないよう適正な通信環境の維持管理に努めます。

3 誰もが安心して学ぶためのセーフティネットの構築

【現状と課題】

本市においては、島原市奨学金制度の活用により、修学機会の拡充を図っています。今後も、制度の適正な運用を行い、修学の支援に努める必要があります。

また、義務教育課程において、経済的な支援が必要な世帯に対しては、就学援助制度等による各種支援を適正に実施していく必要があります。

【具体的な取組】

（１）奨学金制度

① 島原市奨学金制度の運用

向学心があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な高校生、大学生等に対して、奨学金の貸付を行い、有為な人材育成を目指します。制度については、ホームページや広報紙により、市民への周知を図ります。

なお、返還が滞っている者に対しては、電話や個別訪問による催促を行うなど、未納対策を実施し、制度の円滑な運用に努めます。

また、夢の実現に向けた新たな修学支援策として、平成29年度から大学生等を対象とした「ふるさとにもどってこんね奨学金」を創設し、一定の学力、所得等の要件を満たすもので、卒業後、島原市内に居住・就業した者に対して、返還免除の措置を講じるなど定住人口の増加を図ります。

《目標とする数値》

島原市内への定住	令和2年度	令和8年度
※定住人口数	2人	15人

※定住人口数は「ふるさとにもどってこんね奨学金」を活用した者を対象とする。

② 各種奨学金制度の相談・案内

財団法人長崎県育英会や日本学生支援機構の奨学金等についての相談・案内を行います。

（２）就学援助制度

制度の適正実施

市内の小・中学校に在学する児童生徒の保護者で、経済的な理由により就学困難な者に対して、学用品費、各学校行事活動費、学校給食費等の必要な援助を行う就学援助制度について、適正な実施に努めます。

4 新たな感染症への対策

【現状と課題】

令和元年12月に他国で発生した「新型コロナウイルス感染症」（以下、この項においてはコロナ感染症という。）は、令和2年1月に日本国内で初めて感染者が確認されて以降、感染者数の増加と減少を繰り返しながら国内全体に拡大しており、これに伴う事業所の営業時間制限や移動制限等により、国内の社会、経済に多大な損害を与えることになりました。

市民生活においては人の密集を避けるための、不要不急の移動の自粛、学校の臨時休業、各種行事の中止などコロナ感染症拡大以前からは考えられない大きな影響を及ぼしています。

一方、ワクチン接種等様々な施策も進められていますが、今後、社会・経済の正常化が進むかどうか、あるいは何年かかるのかについては、いまだ不透明な状況です。

このような中、学校教育、社会教育、スポーツの各分野においては、感染防止対策を講じながら、できる限り以前と同様の活動が実施できるよう運営していくことが求められます。また、感染拡大区域等への指定がなされた場合には、速やかに休館等の措置を行うなど、状況に応じた対応を通常時から確認しておく必要があります。

今回のコロナ禍を教訓にして、感染症の収束までどのように過ごすのかといった「ウィズコロナ」や、収束後、同様の事態にどう対処するかという「アフターコロナ」の視点を踏まえ、各種施設や施策の運営に努めていく必要があります。

【具体的な取組】

（1）施設の管理運営にかかる感染症対策

感染症対策はその性質上、広域的かつ統一的な対応が必要となり、原則、国県等の指示に従うことになります。

今回のコロナ感染症の収束まで、及び今後の新型感染症等の国内発生時には、コロナ禍の経験を踏まえつつ、国県等からの通知等を参考にしながら、令和2年度に国の臨時交付金等を活用して整備した検温センサー等の機器類の活用及び備蓄した消毒液等の感染予防物資の使用を通じて、三密の回避やマスクの着用、手指消毒の徹底に努めるなど各種施設の管理・運営を適切に実施していきます。

また、今回のコロナ禍に伴う対応を参考に、平常時から感染状況のレベルに応じた対応を整理しておき、市内での感染拡大が危惧される場合には、国県等による緊急事態宣言等の発令に合わせ、速やかに休館や臨時休業等の措置を実施します。

（2）学校教育全般にかかる感染症対策

① 感染対策を見据えた学校行事の検討

学校行事については、一律に中止することなく、集団感染のリスクを減らすための「三密の回避」を基本に実施内容を検討します。

- ・小学校運動会、中学校体育大会の実施方法
- ・入学式、卒業証書授与式への参加者

- ・修学旅行における泊数、行先の配慮
- ・感染の状況に応じた集会等の実施方法 等

② ICTの活用による新たな学びの推進

学習指導は主たる教材である教科書に基づいて指導するとともに、ICT環境を活用した指導を行います。

また、臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対して、一人一台端末の持ち帰りによる学習を進め、児童生徒の学力保障を行います。

③ 感染によるいじめや差別を生まない学校づくり

道徳や人権教育を通して、正しい情報（公的機関が提供する情報）をもとに正しく判断し、誤解や偏見に基づくいじめや差別が起こらないよう指導を徹底します。

（３）社会教育、スポーツ教育にかかる感染症対策

① 指定管理者との緊密な連携

指定管理者制度を導入している社会教育・スポーツ施設については、指定管理者に対して業種別ガイドラインを踏まえて、運営していただくとともに、緊急事態宣言発令などの非常時には、市の感染症対策本部会議等において決定された施設運営の方針などを指定管理者へ通知し、理解と協力をお願いします。

② イベントの実施、リモート・オンライン技術の活用

緊急事態宣言の発出状況や感染ステージの状況など国、県の発出する情報及び市内における感染状況を考慮しながら、主催者が市以外のイベントにおいては主催者との密接な協議を行い、基本的には開催する方向で検討していきます。

また、事前打ち合わせ等については、リモートによる打ち合わせで替えられる場合は積極的に活用します。

第3章 計画の着実な推進のために

1 計画の周知及び関係機関との連携

「第3期基本計画」は、「島原市教育方針」の理念や、令和元年度に策定された島原市教育大綱及び第7次島原市市勢振興計画の教育分野における施策を具現化するためのアクションプランです。

この第3期基本計画を着実に推進していくためには、計画内容の周知を図り、市民の声を的確に把握しながら教育行政への反映に努めるとともに、関係各機関等と密接に連携し、各施策に取り組む必要があります。

このため、本基本計画に掲げる主な施策や具体的な取組、数値目標等について、広報紙、ホームページ、リーフレットなどを活用し、広く市民への周知を図ります。

また、各施策の実施にあたっては、庁内の関係部局はもとより関係の各機関・諸団体と緊密な連携を図るとともに、学校・家庭・地域との連携・協働に努めながら、効率的かつ効果的な事業の推進に取り組めます。

2 計画の進捗管理

教育委員会においては、平成20年度から毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、学識経験者の所見を付した報告書（教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書）を作成し、市議会に報告するとともに公表しています。

「第3期基本計画」についても、同報告書により進捗状況の把握と点検・評価を行い、必要に応じて、課題と対応策の検討や施策の見直しなどの改善を行います。

《資料》しまばら 家庭教育 三・三・七拍子！

親（保護者）の役割	1 親としての「学び」 子どもは親の背中を見ながら育ちます  子どもは、親の生き方や言動にふれながら多くのことを学びます。“学び親”を目指しましょう。	2 親は「理解者・支援者」 子どもは親の理解と支援がって力をつけます  子どもの良さを認め、しっかりとほめ、応援し、子どもが自信と夢や志を持つよう努めましょう。	3 親は生きる力の「伝授者」 子どもは親の強くて温かい言葉を待っています  親の思いや願いをしっかりと伝え、子どもの価値観や道徳性、生きる力をくぐくみましょう。
家庭・地域の役割	1 家族の団らん・きずな 家族の会話・ふれあいを大切に  会話は家族の基本です。子どもの話を良く聴き、心が通い合う家庭の雰囲気をつくりましょう。	2 家族の役割分担 家族一人ひとりが役割を持って  家族が共に働く中で、責任感・自立心・協調性などが育ちます。子どもに役割を持たせましょう。	3 地域全体で子育て 地域の行事には子どもと一緒に  子どもは地域の宝であり未来です。大人みながら、子ども連に声をかけ、見守り、育てましょう。
1 あいさつ・言葉づかい あいさつは大きな声で自分から  「あいさつ」は、心と心をつなぐ魔法の言葉です。「正しい言葉づかい」は、豊かな心とあたたかい人間関係を築きます。	2 基本的な生活習慣 早寝・早起き・朝ごはん  規則正しい生活は、健康な心と身体を育てます。まずは、朝一番自分で起床！生活のリズムをつくりましょう。	しまばら 家庭教育 三・三・七拍子！ 心豊かにたくましく生きる島原の子をばぐくむための —— 子どもに愛と思い伝え 手本を示し ほめて 叱って 見守って —— 我が家の目標（家族で話し合って決め 家族みんなで取り組ましよう）	
3 家庭学習・読書 進んで勉強！ 楽しく読書！  家庭学習は確かな学力を身につけ、読書は豊かな心を育てます。「毎日、机に向かう」ことを習慣にしましょう。	4 善悪の判断・社会的なルール よく考えて して良いこと いけないこと  善し悪しの判断力を持つことや社会のルールを守って行動することは、人として生きる上での基本です。	5 思いやり・素直な心 言葉にしよう 「ありがとう」「ごめんなさい」  思いやりや感謝の心を、素直に言葉にすることで、自分も相手も心があたたかくなり、より良い人間関係が築けます。	6 命の尊さ かけがえのない命を大切に  命はひとつ。かけがえのない宝物です。かけがえのない自分の命と、まわりのすべての命を大切にしましょう。
7 メディアとのつき合い方 使い方はルールを決めて  テレビ・スマホ・ゲーム機などの長時間の使用は、子どもの成長に良くない影響があります。家庭でルールをつくりましょう。	7 メディアとのつき合い方 使い方はルールを決めて  テレビ・スマホ・ゲーム機などの長時間の使用は、子どもの成長に良くない影響があります。家庭でルールをつくりましょう。		

〔 島原市社会教育委員の会・島原市PTA連合会・島原市青少年健全育成連絡協議会・島原市子ども会育成連絡協議会・島原市老人クラブ連合会・島原市婦人会連絡協議会・島原市町内会自治会連合会・島原市社会教育課 〕

用語解説

(1) 講書^{こうしょ} (P2)

書物の内容を講義すること。

(2) 学習指導要領 (P7)

学習指導要領とは、学校で指導する内容を細かに定めた国の基準で、およそ10年ごとに改訂されている。平成28年度中の中央教育審議会答申を経て、小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から全面実施、高校は令和4年度から年次進行により実施予定。

(3) SNS (P7)

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略
人と人とのつながり（コミュニケーション）をネット上で可能にしてくれるサービスやサイトのこと。

(4) 特別支援学級 (P7)

障害のある児童生徒がその能力に応じて等しく教育を受けるため、特別に編制された学級。平成19年4月から「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられ、すべての学級において障害のある児童生徒の支援をさらに充実していくことになった。以前の特殊学級から変換が図られた。

(5) 通級指導教室 (P7)

小・中学校の通常学級に在籍している困り感のある児童生徒に対して、主として各教科の指導を通常学級で行いながら、当該児童生徒の困り感に応じた特別の指導を行う教室。

(6) GIGAスクール構想 (P8)

GIGAとはGlobal and Innovation Gateway for Allの略
児童生徒に1人1台パソコンと学校に高速大容量の通信ネットワークを整備し、様々な子どもたちに最適化された創造性に育む教育を実現する構想のこと。

(7) 発達障害スクリーニング (P10)

5歳児健診において、健康診断内容に行動発達をチェックする項目を取り入れ、発達障害の早期発見を目的とした検査。

(8) 個別の教育支援計画 (P10)

医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関が、乳幼児期から学校卒業まで、困り感のある子どもに一貫した支援を行うことができるようにするための計画。

(9) 特別支援教育コーディネーター (P10)

学校内関係者や外部関係機関との連絡調整役。保護者に対する相談窓口、学級担任への支援、校内委員会の運営や進行役等の役割を担う教員。

(10) コミュニティー・スクール (P12)

「学校運営協議会制度」ともいい、保護者や地域と学校がともに知恵を出し合い、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのこと。

(11) ロールプレイ (P13)

ロール・プレイングの略

日本語では、役割演技と言う。現実にかかる場面を想定して、複数の人がそれぞれの役を演じ、疑似体験を通じて、ある事柄が実際に起こったときに適切に対応できるようにする学習方法の一つ。

(12) レファレンスサービス (P14)

図書館利用者が必要な情報・資料・回答等を求めた際に、図書館員等がその情報を提示するなど、情報・文献探しの手伝いを行うサービス。

※レファレンス (Reference) : 照会・照合・図書館調査係

(13) 長崎県の子どものにすすめる本500選 (P14)

県が子どもの読書の質の向上を図るための道標として選んだ500冊の本。人としての生き方を見つめ、豊かな心がはぐくまれるような名作や、子どもの知的活動を促し興味・関心をもつような魅力的な本等が、子どもの発達段階に合わせて幅広い分野から選定されている。小学校低学年向け、中学年向け、高学年向け、中学校向け、高等学校向け、それぞれ100冊ずつの合計500冊。

(14) 島原市子どものいじめの防止等に関する条例 (P15)

平成27年3月23日付けで制定し、7月1日から施行。

いじめ防止は、小学校入学前の幼児期から取り組むことが肝要であり、家庭では、保護者によるしつけ、地域では、住民による見守りや声かけなどにより、子どもたちが安心して過ごせる環境づくりを市民一体となって目指す。

(15) キャリア教育 (P17)

経験の積み重ねにより、その段階での能力を身に付けさせて、将来の職業選択や実際に動くために望ましい職業観や勤労観を養う教育。端的にいうと、児童生徒一人一人の望ましい勤労観・職業観を育てる教育。

※キャリア (Career) : 職業・技能上の経験・経歴

(16) キャリアパスポート (P17)

児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる活動について、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと。

(17) ジオパーク (P17)

大地の成り立ちや地形、地質をテーマにした一種の野外博物館。自然景観、地質、動植物等の自然環境、また、それらを利用した人々の暮らし、歴史、文化のすべてを展示物と見なす。日本ジオパーク委員会では「大地の公園」という言葉を使用している。島原半島は、平成21年8月22日に「世界ジオパークネットワーク」への加盟が認められた。平成28年8月1日には、香港ジオパークと姉妹提携を行った。

(18) 外国語指導助手 (A L T) (P19)

A L Tとは Assistant Language Teacher の略で、小学校の外国語活動、小・中学校の外国語科の授業で担当教諭の助手を務める、「語学指導等を行う外国青年誘致事業 (J E Tプログラム)」により外国から誘致している。

(19) 孤食 (P21)

家族が不在の食卓で、一人で食事すること。孤食が続くと、好き嫌いへの注意がないことで偏食傾向及び栄養不足が危惧される。それに加え、コミュニケーションの不足により、社会性や協調性の発達の遅れが指摘される。

(20) 第三次島原市食育推進計画 (P21)

令和2年3月に島原市が策定した計画。「食」を通して、家庭・地域・学校・行政・その他の関係機関がつながり、子どもから高齢者まですべての市民が健全な食生活を自ら実践し、障害にわたって生き生きと生活できる豊かな暮らしを実現することにより、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を図ることを目指すもの。

(21) 雲仙・普賢岳噴火災害 (P21)

平成2年11月17日の198年ぶりの噴火から、平成7年5月に噴火活動が停止までの間、島原市や南島原市深江町では、たび重なる火砕流や土石流の災害にみまわれた。その中でも、平成3年6月3日に発生した大火砕流は、死者40人、行方不明3人という犠牲者を出し、大惨事となった。

(22) チームとしての学校 (P22)

学校が、複雑化・多様化した課題を解決し、生徒指導や特別支援教育等を充実していくためには、学校や教員が心理や福祉等の専門スタッフ等と連携・分担する体制を整備し、学校の機能を強化していくことが重要である。このような「チームとしての学校」の体制を整備することによって、教職員一人一人が自らの専門性を発揮するとともに、心理や福祉等の専門スタッフ等の参画を得て、課題の解決に求められる専門

性や経験を補い、子どもの教育活動を充実していくことが期待できる。

(23) エピペン (P22)

ハチ毒アレルギーや食物アレルギーなどによるアナフィラキシー発現時に、患者自身が自己注射する補助治療剤。

※アナフィラキシー (anaphylaxis) : 急性アレルギー反応の一つで、生命の危険を伴うショック症状を引き起こす場合もある。

(24) 共食 (P23)

家族や友人と一緒に食卓を囲むこと。基本的な食事マナーの習得や、食に対する感謝の心を育てるとともに、食卓で交わされるコミュニケーションは豊かな人間形成の基礎となる。

(25) いのりの日 (P25)

平成3年6月3日に発生した大火砕流をはじめ、普賢岳噴火災害で犠牲となった方々を追悼するため、島原市ではこの日を「いのりの日」とし、平成10年から毎年、仁田団地に献花台を設けて祈念式典を行うとともに、大火砕流が発生した16時8分に黙祷をささげ、犠牲となった方々のご冥福をお祈りしている。

(26) 定点 (P25)

報道関係者や研究者等が普賢岳の活動状況を継続的に観察するために訪れていた撮影ポイント。北上木場地区で火砕流が最もよく見える場所を「定点」と呼んでいた。

(27) わたしたちの島原市 (P25)

市教育委員会が作成した小学校社会科の副教材の名称。3・4年生の地域学習で活用している。

(28) ジオサイト (P25)

貴重な地形や地層等を観察・体験できる場所。島原半島の主なジオサイトとして、平成新山、「島原大変」による眉山崩壊跡(九十九島、白土湖等)、千々石断層、普賢岳噴火災害の遺構、島原湧水群、温泉群、「島原の乱」の史跡等があげられる。

※「島原大変」: 寛政4年(1792年)、普賢岳の火山性地震に伴い、眉山の南側山体が大崩壊を起こしたことで有明海に大津波が発生し、島原城下で標高10m付近まで、到達したとされる大規模な火山災害。

(29) 中1ギャップ (P27)

小学校から中学校に進学した際、学習や生活の変化になじむことができず、いじめが増加したり、不登校になったりする現象。

(30) 英検 (P27)

実用英語技能検定の略

公益財団法人日本英語検定協会が主催する英語資格試験のこと。

(31) TOEIC I Pテスト (P27)

団体で受験ができるTOEIC試験のこと。

※TOEIC：国際コミュニケーション英語能力テストの通称

英語によるコミュニケーションとビジネス能力を検定するための試験。

(32) 学校事務共同実施連絡協議会 (P27)

学校事務共同実施室の円滑な運営と一層の推進を図るために設置された会。

運営要綱により、教育長を会長、島原市校長会長を副会長、共同実施推進室長を事務局長とし、原則年1回開催される。

※学校事務共同実施：複数の学校の事務業務を共同で行い、効率化を推進するもの。

(33) 統合型校務支援システム (P29)

「成績処理、出欠管理等・健康診断票、保健室来室管理等・指導要録等を統合した機能を有しているシステムのこと。

(34) レフェラルサービス (P34)

図書館利用者が求める情報の情報源（専門家、研究機関、他の図書館等）を知らせるサービス。

※レフェラル (Referral)：紹介・委託、図書館紹介係

(35) ココロねっこ運動 (P37)

子どもたちの心の根っこを育てるために、大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てようという県民運動。島原市では、「地域ぐるみで子育てを」を合言葉に取り組んでいる。

(36) 島原・天草一揆 (P42)

寛永14（1637年）年に起こった日本の歴史上大規模な一揆の一つであり、勃発の原因は農民への重税、キリシタンへの弾圧等、複数の要素があるとされる。

(37) 肥前島原松平文庫 (P42)

旧島原藩主松平家が歴代にわたり、蒐集・所蔵していた古典籍類。廃藩置県後は、松平家の管理事務所に保管され、一部、旧制島原中学校の古典の教科書として利用されるなどしていたが、昭和23年、島原公民館図書部に移管され、昭和39年4月10日、島原城天守閣再現を記念して、松平家から島原市に正式に寄贈された。現在、島原図書館2階に修補保管され、長崎県指定文化財に指定されている。

(38) 旧島原藩薬園跡 (P42)

島原藩主松平忠誠^{ただなり}は、天保13年(1842年)に、長崎で西洋医学を広めたドイツ人シーボルトの高弟で豊州佐田村^{ほうしゅうさたむら}(島原領)在住の賀来佐一郎^{かきさいちろう}を医師として招いて、翌14年、藩の医学校「済衆館」^{さいしゅうかん}の薬園に薬草を栽培させた。この薬園は手狭なうえに薬草の栽培には条件が良くなかったため、弘化3年(1846年)、藩臣飯島義角^{いいじまぎかく}を薬園主任として、雲仙岳^{まゆやま}眉山のふもとに薬園を開墾させた。

その後、嘉永年代になって、賀来、飯島の両名に命じて薬園の拡張工事を行わせ、嘉永6年(1853年)に完成した。これが現在の薬園跡である。薬園跡の面積は約1万平方メートルであり、東、西、北の三方を石垣で囲み、南は堤防となっており、園内は通路をはさんで南、北に区分され、段々畑になっている。西隅に薬園方詰所跡、薬師仏の祠がある。昭和49年から、発掘調査、遺構の復元・整備に着手。これまでに石垣、屋敷跡、建物跡、貯蔵穴、貯水槽等を復元し、当時の面影を再現している。

(39) 保存管理計画 (P44)

昭和51年2月1日に県教育委員会が策定したもので、この計画に基づき、薬園跡の公有化、発掘調査、史跡整備が行われた。

(40) 旧島原藩日記 (P45)

寛文7年(1667年)からの記述がある旧島原藩の日記。現在、島原市のほか、猛島神社(市に寄託)、慶応大学等に保管されている。島原の歴史を語るうえで貴重な資料。

(41) 深溝世紀^{ふこうぜいき} (P45)

旧島原藩主松平家の歴代当主の事績を記述した書物。松平家は、本家が後に徳川家と改めるが、一族が多数あり(俗に十六松平という)、それぞれの領する地名をとって何々松平と称した。島原藩主の家系はもともと三河国深溝(現愛知県幸田町)にあったため深溝松平と呼ばれる。

(42) 有明歴史民俗資料館 (P46)

有明町の町制施行30周年を記念し、昭和62年3月に建設された。島原本綿をはじめとする各種民俗資料の他、市指定文化財の古文書や石造物の展示をしている。

(43) 大野原遺跡展示館「縄文の里」^{おおのばる} (P47)

島原市有明文化会館^{ありあけ}の建設に伴う大野原遺跡発掘調査で出土した縄文時代の土器、および土器焼成遺構、石器等を中心に市内の遺跡で発見された考古資料を展示している資料館。有明総合文化会館内に設置している。

(44) 伝統的建造物群保存地区制度 (P47)

文化財保護法に規定する文化財種別の一つ。城下町や宿場町、門前町等の歴史的な集落・町並みの面的な保存を図る制度。

○ 第3期島原市教育振興基本計画数値目標一覧

施策体系	努力事項	主な施策	具体的な取組	No.	成果指標名	計画期間(R4～R8)				頁
						現状の数値		目標とする数値等		
						年度		令和8年度		
1 確かな学力を身に付けた、心豊かでたくましく生きる子どもの育成										
1 学力向上対策の充実										
(1) 島原市学力調査の実施										
				1	全国学力・学習状況調査	小・中学校	R1	全国比 +1.5	全国比 +2	8
(2) 授業改善の推進										
② 「主体的な学び・対話的な学び・深い学び」の視点を意識した授業改善										
				2	指導主事等の招聘学校数	小学校	R2	7校	9校	8
						中学校	R2	2校	5校	
③ 1人1台端末を活用した学び										
				3	授業で1人1台端末を活用できる教員の割合	小・中学校	R2	—	100%	8
(3) きめ細かな指導の充実										
② 学習支援員										
				4	学習支援員数	小学校	R2	13人	15人	9
						中学校	R2	7人	8人	
(4) 学びの習慣化										
① 家庭学習の定着										
				5	月～金曜までの1日の家庭での勉強時間（1時間未満の割合）	小学校	R1	小6 21.2%	20%未満	9
						中学校	R1	中3 27.7%	25%未満	
2 地域と連携した豊かな心の育成										
(1) 道徳教育の充実										
② 「特別の教科道徳」を通して行う道徳教育										
				6	1年に1回「特別の教科道徳」の授業研究を行う学校	小学校	R2	2校	10校	13
						中学校	R2	2校	5校	
(4) 読書活動の推進										
③ 学校・家庭における読書活動の推進										
				7	不読者率	小学校（6年）	R2	0.25%	0%	14
						中学校（3年）	R2	0.73%	0.50%	
(6) 生徒指導の充実										
① いじめの防止										
				8	いじめの解消率	小学校	R2	95%	100%	15
						中学校	R2	96%	100%	
(9) コミュニティ・スクールの設立										
				9	コミュニティ・スクール指定校数	小・中学校	R2	0校	5校	19
3 国際化、情報化に対応した人材の育成										
(1) ALTの活用										
① ALT配置										
				10	ALTの配置人数	小・中学校	R2	7人	8人	20

施策体系	努力事項	主な施策	具体的な取組	No.	成果指標名	計画期間（R４～R８）				頁
						現状の数値	目標とする数値等			
							年度	令和８年度		
1 確かな学力を身に付けた、心豊かでたくましく生きる子どもの育成										
3 国際化、情報化に対応した人材の育成										
(3) ユネスコ・ジオパーク島原市イングリッシュキャンプ事業										
				11	英検３級以上相当の英語力を持つ中学３年生の割合	中学校	R2	42%	60%	20
4 健やかな体の育成										
(3) 健康教育の充実										
① フツ化物洗口事業の推進										
				12	12歳児のう歯率(本／1人平均)	小学校	R2	0.82本	0.7本	22
(5) 給食を活用した食育の推進										
③ 地産地消の推進										
				13	県産品の使用重量割合		R2	75.5%	80%	23
(6) 家庭・地域と連携した食育の推進										
② 共食の普及啓発										
				14	一週間の共食回数	児童	R2	10.2回	12回以上	23
						生徒	R2	11回	12回以上	
(7) 防災計画の充実										
③ 通学路交通安全点検										
				15	通学路交通安全点検実施学校数		R2	14校	14校維持	24
5 教職員の資質の向上										
(1) 教職員研修の充実										
⑤ 英語研修										
				16	中学校英語教員の英語力：英検準１級、TOEIC785点以上を取得		R2	16.7%	50%	27
(3) 校種間連携の充実										
① 幼・保・小連携										
				17	幼・保・小連携会議 年２回以上の開催小学校		R2	1校	10校	29
2 豊かな心と郷土愛を育む、強い絆で結ばれた地域づくり										
1 子どもから大人まで自由に学び合える学習体制の充実										
(1) 地域の特性を生かした公民館活動の推進										
① 公民館自主講座										
				18	各種学級・講座実施数		R1	313回	350回	31
⑥ 島原市ひとづくり出前講座										
				19	出前講座開催回数		R2	36回	50回	32
(3) 図書館の充実										
③ 読書環境づくり										
				20	人口１人あたりの冊数		R2	4.87冊	5.30冊	34

施策体系	努力事項	主な施策	具体的な取組	No.	成果指標名	計画期間（R４～R８）			頁
						現状の数値		目標とする数値等	
						年度		令和８年度	
2 豊かな心と郷土愛を育む、強い絆で結ばれた地域づくり									
2 子どもを健やかに育てる家庭・地域の育成									
(１)「島原市ココロねっこ運動」の推進									
① 子育て支援の充実									
	21	各種事業や会議等での説明回数	R1	8回	15回	37			
② 学校と地域社会の連携									
	22	放課後子ども学習室１校当たりの参加児童生徒数	R2	18.8人	22人	39			
	23	スクールキッズ １地区当たりの参加児童数	R1	21.9人	25人	39			
3 歴史文化遺産の保護活用と伝統文化の継承による郷土愛の醸成									
(５)各種文化財									
② 指定文化財の保存・公開・活用									
	24	市内の指定文化財の数	R2	94件	97件	46			
		国登録文化財の数	R2	37件	40件				
3 スポーツを通じた人づくり・地域づくり									
1 ライフステージに応じた生涯スポーツの充実									
(１)総合型スポーツクラブの普及・推進									
	25	総合型地域スポーツクラブ	R2	1団体	3団体	49			
3 スポーツを活用した地域活性化									
(３)国際・全国・九州大会の開催									
	26	キャンプ・大会等参加人数	R1	36千人	41千人	53			
4 教育・スポーツ政策推進に向けた基盤整備の推進									
1 安全で快適な教育・スポーツ施設の整備									
(１)学校施設の整備									
① 学校施設の耐震対策									
	27	小・中学校校舎の非構造部材耐震化工事実施棟数	R2	6棟	16棟	54			
3 誰もが安心して学ぶためのセーフティネットの構築									
(１)奨学金制度									
① 島原市奨学金制度の運用									
	28	島原市内への定住人口数	R2	2人	15人	59			

島原市教育振興基本計画検討委員会設置要綱

平成23年5月2日教育委員会告示第6号

改正 平成23年5月30日教育委員会告示第8号

改正 平成28年2月26日教育委員会告示第4号

改正 平成28年5月2日教育委員会告示第9号

(設置)

第1条 島原市における教育の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、島原市教育振興基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、基本計画の内容について検討及び協議する。

(組織)

第3条 委員会は、15名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、基本計画が策定されるまでの間とする。

(会長等)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めたときは、関係者等を会議に出席させ、意見や説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行後最初に招集すべき委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

附則（平成23年5月30日教育委員会告示第8号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附則（平成28年2月26日教育委員会告示第4号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附則（平成28年5月2日教育委員会告示第9号）

この要綱は、告示の日から施行する。

第3期島原市教育振興基本計画検討委員会委員

No.	区分	所属団体等	氏名	備考
1	学校関係者	島原市校長会	堀口 達也	
2	学校関係者	島原市校長会	本田 昌孝	
3	学校関係者	島原市PTA連合会	宇土 孝行	副会長
4	学校関係者	島原市PTA連合会	柴田 純造	
5	社会教育関係者	島原市社会教育委員の会	金子 統太郎	
6	社会教育関係者	島原市青少年健全育成協議会	大場 安廣	
7	社会教育関係者	島原市文化財保護審議会	宮本 次人	
8	社会教育関係者	島原市民生委員児童委員連合会	小松 逸子	
9	スポーツ関係者	島原市スポーツ推進委員	出田 春喜	
10	スポーツ関係者	島原市スポーツ少年団	上田 武寛	
11	スポーツ関係者	教育研究会（体育部会）	園田 栄作	
12	スポーツ関係者	教育研究会（体育部会）	中村 健太郎	
13	学識経験者		岩村 良之	会長
14	公募	公募委員	北田 美智子	
15	公募	公募委員	吉田 敏子	

第3期島原市教育振興基本計画

いのち
～生命・きずな・感謝の心～

発 行 島原市教育委員会

〒859-1415

長崎県島原市有明町大三東戊 1327

TEL 0957-68-1111

FAX 0957-68-5480

E-mail : kyosomu@city.shimabara.lg.jp